

第Ⅳ章 資 料

1 廃棄物処理手数料等	105
2 廃棄物処理施設の受入基準等	106
3 (株)仙台市環境整備公社（概要）	108
4 仙台市の環境保全事業の歩み及び年表	109
5 仙台市の廃棄物処理事業の歩み及び年表	117

廃棄物処理手数料等

一般廃棄物処理手数料

区 分				単 位	金 額	備 考	
一般廃棄物 (犬、猫等の 死体及びし尿 を除く。)	収集、運搬及び 処分（一般廃棄 物処理計画に従 い本市が定日に 収集するものに 限る。）	家 庭 ご み		特小袋（容量が10リットル相当 のもの）1袋につき	9円	家庭ごみとは、本市が定日に収集する 一般廃棄物（粗大ごみ及びし尿を除 く。）のうち、再利用又は再生利用を 目的として分別して収集するもの以外 のものをいう。	
				小袋（容量が20リットル相当の もの）1袋につき	18円		
				中袋（容量が30リットル相当の もの）1袋につき	27円		
				大袋（容量が45リットル相当の もの）1袋につき	40円		
		プラスチック資源		小袋（容量が15リットル相当の もの）1袋につき	8円	プラスチック資源とは、プラスチック に係る資源循環の促進等に関する法律 （令和3年法律第60号）第2条第3項に 規定するプラスチック使用製品廃棄物 （容器包装に係る分別収集及び再商品 化の促進等に関する法律施行規則（平成 7年大蔵省、厚生省、農林水産省、通 商産業省令第1号）別表第1の7の項で 定める商品の容器を除く。）をいう。	
				中袋（容量が30リットル相当の もの）1袋につき	16円		
				大袋（容量が45リットル相当の もの）1袋につき	25円		
		粗大ごみ	スプリングマット レス	1 枚	3,000円	1,600円以内で品目別に規則で定める額	
	スプリングマット レス以外のもの						
	収集、運搬及び処分（一般廃棄物処理計画に従い本市 が定日に収集するものに限る。）				10kg又はその端数ごと	260円	1回につき10kg又はその端数ごとに260 円を乗じた額（スプリングマットレス にあっては1枚ごと3,000円、スプリ ングマットレス以外の粗大ごみにあつて は、1,600円以内で品目別に規則で定める 額）に1,000円を加算した額
					1 回	1,000円	
処 分		缶、びん、その他の廃棄物で再生利 用に資すると市長が認めるもの		100kg又はその端数ごと	300円	市長が指定する処理施設に自ら搬入す るものに限る。	
				1 枚	2,000円		
		その他		100kgまで	1,500円		
				100kgを超える部分につき10kg又 はその端数ごと	150円		
犬、猫等の死 体	収集、運搬及び 処分	複数頭法取戸を使用する場合		1 頭	3,700円		
		一頭法取戸を使 用する場合	20kg以下のもの	1 頭	6,500円		
			20kgを超えるもの	1 頭	11,400円		
	処 分	複数頭法取戸を使用する場合		1 頭	1,800円	市長が指定する処理施設に自ら搬入す るものに限る。	
		一頭法取戸を使 用する場合	20kg以下のもの	1 頭	4,600円		
			20kgを超えるもの	1 頭	9,300円		
し 尿	収集、運搬及び処分（一般廃棄物処理計画に従い本市 が収集するものに限る。）			1人月額	160円	一般家庭のし尿（水洗式のくみ取り便 所に係るものを除く。）で定日に収集 するものに限る。	
				90リットル又はその端数ごと	320円		

(注) 仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例より抜粋

産業廃棄物処分費用

区 分		単 位	金 額	備 考
産業廃棄物	処 分	100kgまで	1,500円	市長が指定する処理施設に自ら搬入するものに限り。
		100kgを超える部分につき10kg又はその端数ごと	150円	

(注) 仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例より抜粋

廃棄物処理施設の受入基準等

受 入 基 準

区 分		廃棄物の種類、性状等
共通事項		1 本市の区域内で発生した一般廃棄物であること 2 後に記載する排出禁止物等が含まれていないこと 3 仙台市一般廃棄物処理要領（平成20年9月29日環境局長決裁）第25条の規定により前処理をするよう指示したときは、当該処理がなされていること
焼却工場	今泉工場	可燃性のごみ（長さ80cm以下、かつ太さ10cm以下のものに限る。）
	葛岡工場	
	松森工場	可燃性のごみ（長さ1.5m以下（ただし、ごみピットへ直接投入するものは、長さ80cm以下）、かつ、太さ10cm以下のものに限る。）
粗大ごみ処理施設	今泉粗大ごみ処理施設	粗大ごみのうち、次の基準を満たすものに限る。 (1) 長さ2m以下、かつ、太さ20cm以下のものに限る。（スプリングマットレスを除く。） (2) PCB要除去製品については、PCB使用部分を除去した旨の確認書が添付されたもの
	葛岡粗大ごみ処理施設	
埋立処分場	石積埋立処分場	罹災ごみ及び不燃性のごみのうち、次の基準を満たすものに限る。 (1) 一辺の長さが1m以下で重量が300kg以下のもの (2) 中空の部分の割合が大きいものについては、破碎及び圧縮等により減容化したもの
資源化施設	松森資源化センター	(1) 缶・びん・ペットボトルのうち、仙台市一般廃棄物処理要領（平成20年9月29日環境局長決裁）第8条第2号から第9号までに掲げる事項を遵守したもの (2) 仙台市資源物店頭回収実施要綱（平成13年2月13日環境局長決裁）第5条により認定した優良事業者が搬入する筒型乾電池
	葛岡資源化センター	

- (注) 1 この表中「粗大ごみ」とは、次ページの表「粗大ごみ」の例による。
 2 搬入受付時間は平日9:00から16:15まで。（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日は受付しない。）

排 出 禁 止 物 等

区 分	品 目 の 例 示
毒性を有するもの	劇物、毒物、農薬、溶剤、塗料、廃油等
危険性を有するもの	ガスボンベ、消火器、鉛蓄電池、火薬等
引火性を有するもの	ガソリン、灯油、溶剤、廃油、塗料等
火気のあるもの	燃え殻等で火気が残っているもの等
著しい悪臭を発するもの	腐敗した動物性残渣、有機性汚泥等
多量の汚水を排出するもの	汚泥等
その他処理業務を困難にし、 又は処理施設の機能を損なう おそれがあるもの	家電リサイクル法に定める特定家庭用機器廃棄物、重量が1 kgを超えるパーソナルコンピュータ（その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含む。以下同じ。）、ピアノ、自動車、排気量 50 ccを超えるオートバイ、タイヤ、大型金庫等

- (注) 1 汚泥等については、南蒲生環境センターに搬入しようとする浄化槽汚泥を除く。
2 家電リサイクル法に定める特定家庭用機器廃棄物及び重量が1 kgを超えるパーソナルコンピュータについては、破損、汚損等により再商品化できないものを除く。

粗 大 ご み

区 分	品 目 の 例 示
電気・ガス・石油器具類	オーディオ機器、加湿器、ガステーブル、カラオケ演奏装置、換気扇、空気清浄機、こたつ、照明器具、除湿器、食器乾燥機、食器洗浄機、炊飯器、ストーブ、ズボンプレスナー、扇風機、掃除機、電気カーペット、電気ポット、電子レンジ、日本語ワードプロセッサ、ビデオテープレコーダー、ファクシミリ、ファンヒーター、布団乾燥機、風呂がま、ホットプレート、マッサージ器、ミシン、ミニコンボ、湯沸かし器
家具・寝具類	アコーディオンカーテン、いす、ウッドカーペット、オーディオラック、カラーボックス、キッチンラック、鏡台、げた箱、小型棚、サイドボード、収納箱、じゅうたん、食器棚、スプリングマットレス、洗面化粧台、ソファ、たたみ、建具、たんす、調理台、机、テーブル、テレビ台、電話台、パイプハンガー、布団、ブラインド、ベッド、本棚、ロッカー、ワゴン
趣味用品	オルガン、ギター、キーボード（演奏用）、健康器具、ゴルフ用具、スキーキャリア、スキー用具、卓球台
その他	アンテナ、乳母車、傘立て、脚立、クーラーボックス、車いす、原動機付自転車、小型耐火金庫、子供用遊具、米びつ、三輪車、自転車、芝刈機、水槽、スーツケース、チャイルドシート、流し台、仏壇、ペット小屋、物置、物干竿、物干台、浴槽、その他のもの

資料3

(株)仙台市環境整備公社（概要）

（令和8年4月1日現在）

1 概要

- 〔設 立〕 昭和59年5月26日
- 〔所 在 地〕 仙台市泉区松森字阿比古7-1
- 〔役員・従業員〕 役 員 7人（代表取締役社長 中塚 正志）
従業員 270人（パート・再雇用含む）
- 〔出 資〕 1億円・2,000株（仙台市5,000万円・1,000株、仙台清掃公社3,340万円・668株、
公害処理センター 1,660万円・332株）
- 〔設 備〕 車 両：缶びん等収集車67台・犬猫運搬車2台・残渣物運搬車5台（中型破碎車1
台・小型破碎車2台・10tダンプ2台）・ウィング車（2t）1台・
アームロール車（4t）1台・マットレス運搬車（2t）1台・
フォークリフト3台・ショベルローダ2台・ホイールローダー1台・連絡車6台

2 収支等

〔収 支〕 (単位：千円)

項目 \ 年度	R3	R4	R5	R6	R7
収 入	1,462,061	1,488,112	1,539,514	1,593,672	1,665,021
支 出	1,372,952	1,332,714	1,390,804	1,450,826	1,515,242
税引前当期利益	89,109	155,398	148,710	142,846	149,779

〔市環境局からの委託業務〕

- | | | |
|-------------------------------------|--------------|-----|
| ① 缶・びん・ペットボトル・廃乾電池類収集運搬業務（青葉区・太白区） | 〈昭和59年10月から〉 | } ※ |
| ② 缶・びん・ペットボトル・廃乾電池類収集運搬業務（宮城野区・若林区） | 〈昭和59年10月から〉 | |
| ③ 缶・びん・ペットボトル・廃乾電池類選別業務 | 〈平成4年4月から〉 | |
| 松森資源化センター | 〈平成4年9月から〉 | |
| 葛岡資源化センター | 〈平成7年9月から〉 | |
| ④ 缶・びん類選別加工品売払い業務 | 〈平成16年4月から〉 | |
| ⑤ 犬猫等死体収集運搬焼却及び手数料徴収業務 | 〈昭和60年10月から〉 | |
| ⑥ 今泉粗大ごみ処理施設運転管理業務 | 〈昭和61年8月から〉 | |
| ⑦ 葛岡粗大ごみ処理施設運転管理業務 | 〈平成7年9月から〉 | |
| ⑧ スプリングマットレス後方輸送業務 | 〈平成5年4月から〉 | |
| ⑨ 葛岡工場処理手数料徴収等業務 | 〈令和2年4月から〉 | |
| ⑩ フロン回収業務 | 〈令和6年4月から〉 | |

※ペットボトルの収集運搬選別業務については平成9年10月から開始

資料 4

仙台市の環境保全事業の歩み及び年表

仙台市は「学都」「杜の都」として、豊かな自然に恵まれた良好な環境を守ってきた。昭和37年には全国に先駆けて「健康都市」を宣言し、「市民のすべてが健康で文化的な生活を営むことのできる都市」の建設を都市づくりの目標として掲げた。

昭和39年に「公害対策委員会」を設置し（後に「公害対策審議会」に改組）、昭和45年には「公害を未然に防止し、これを排除する」ための基本的な考え方を示した「公害市民憲章」を制定。昭和46年には、市民憲章の精神を継承し、市民の健康と生活環境の保全を第一とする基本姿勢に立ち、市長、事業者及び市民の責務を定めた「仙台市公害防止条例」を仙台市公害防止行政の根幹として制定するなど、積極的に公害の未然防止に取り組んできた。この後も暖房用の燃料中のいおう分規制や開発行為に伴う排出水に対する独自の流量比規制の導入などの対策を推進し、また、東北新幹線の開通にあたっては騒音等の問題について当時の国鉄当局と精力的に折衝しながら、調査を行い対応してきた。

昭和48年には、自然と調和する環境の創造を都市づくりの基本として定めた「杜の都の環境をつくる条例」を、昭和49年には、広瀬川の水質を保全するために総量規制的な考え方を導入した「広瀬川の清流を守る条例」をそれぞれ制定し、自然環境の保全及び水質の保全に積極的に取り組んできた。広瀬川は、都市を貫流する河川でありながらアユが生息し、市民の川として市民に親しまれており、環境庁（現環境省、以下同じ）より「名水百選」の一つに選定されている。

昭和50年代、スパイクタイヤの普及に伴って深刻化した道路粉じん問題に対しては、全国に先駆けてスパイクタイヤの全面廃止に向けて積極的に取り組み、昭和60年12月の「宮城県スパイクタイヤ対策条例」及び平成2年6月の「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」の制定に貢献した。

昭和63年に制定した「水辺のマスタープラン」では、杜の都にふさわしい水辺環境の創造・再生を図ることにより、新しい都市のアメニティ（快適さ）を創造する基本構想を示した。仙台市のこのような取り組みと民間団体を中心にして実施してきた光のページェントや河川一斉清掃の実績が認められ、平成4年10月、アメニティあふれるまちづくり優良地方公共団体として環境庁長官から表彰された。

良好な仙台市の環境を維持し、さらに快適な都市環境をつくり次代に引き継いでいくための知識の普及や市民による実践活動に対する支援を行うため、仙台市では平成2年3月に「仙台市環境保全基金」を設置し、その益金を環境教育など環境の保全のための取り組みに役立てている。

平成3年6月、環境教育の拠点として市役所本庁舎1階に「環境学習コーナー」を設置し、環境関係の情報の収集、提供を開始、その後、平成16年2月「環境交流サロン」として機能拡充を図り、平成18年5月、小田急仙台ビル9階に移転した。平成28年4月に東北大学青葉山新キャンパス内に「せんだい環境学習館（たまきさんサロン）」としてリニューアルした。

地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題に地域レベルで率先して対応するため、平成3年2月に「仙台市地球環境保全対策推進本部」を設置、平成4年6月に「地球環境保全に関する取組方針」、平成6年2月に「仙台市フロン対策」を決定した。平成7年9月に策定（平成14年5月、平成28年3月、令和3年3月、令和6年3月、令和8年3月改定）した「仙台市地球温暖化対策推進計画」に基づいて、最新の科学的知見や国の温暖化対策等を踏まえ、各種施策を展開するとともに、各種協議会や委員会などにより市民、事業者、行政が協働して取り組みを進めている。さらに、地球温暖化対策に率先して取り組むとともに、地球温暖化を一因とする気候変動による影響に備えるため、仙台市環境審議会からの答申（令和元年6月）を踏まえ、同年10月に「仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例」を制定し、令和2年4月から施行した。

令和32年（2050年）を待つことなく、令和12年度（2030年度）までにカーボンニュートラルを目指す全国のモデルとなる地域を、環境省が全国で少なくとも100か所選定する「脱炭素先行地域」に、令和5年11月、本市の計画提案が選定された。また再生可能エネルギーのさらなる普及拡大に向け、大手ハウスメーカー等に

対し、建築物の新築時に、一定量の太陽光発電の設置等を義務付ける制度を導入するため、令和8年3月に「仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例」を改正した（令和9年4月施行）。

社会経済活動の拡大や都市化の進展などに伴って顕在化した都市型の環境問題や自然生態系への影響、さらには地球規模の環境問題に対応するため、環境政策の新たな枠組みを示した「仙台市環境基本条例」を平成8年3月に制定した。また、本条例に基づき仙台市環境審議会を設置したほか、本市の環境基本計画となる「杜の都環境プラン」を平成9年3月に策定（平成23年3月、平成28年3月、令和3年3月、令和6年3月改定）し、実効ある計画の推進・進行管理を行うための市の組織として、「杜の都環境プラン推進本部」を設置した。また、杜の都環境プラン推進のための個別計画として、平成11年3月に、水の循環や生態系といった新たな視点を盛り込み、より良い水環境を保全・創造していくために、「水環境プラン」を策定した。その一環として平成17年1月から六郷堀・七郷堀通年通水事業を実施している。自動車公害防止対策を総合的に推進するため平成9年3月に策定した「仙台市自動車公害防止計画」は、ディーゼル微粒子の健康影響への懸念や自動車を主体とする運輸部門からの二酸化炭素排出の問題などを背景に平成16年4月に改定し、「仙台市自動車環境負荷低減計画」を策定した。また、平成14年8月には、環境に配慮し、行動できる「人」を育てていくための指針として「仙台市環境教育・学習プラン」を策定した。このプランの提案に基づき、環境に配慮できる人を社会全体で育てていくための推進組織として、平成16年5月に「杜の都の市民環境教育・学習推進会議」（愛称：FEEL Sendai）を設立した。なお、これらの個別計画はその後、「杜の都環境プラン」に理念等を引き継いだうえで統廃合を行った。

市役所自身が大規模な事業者・消費者であることから、市の事務事業に伴う環境負荷を率先して低減するため「仙台市環境率先行動計画」を平成10年3月に策定。平成11年9月には、本庁、北庁舎、区役所、総合支所の9つの庁舎において、政令指定都市としては初めて環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を取得した（平成18年3月認証登録終了）。平成18年3月には、「仙台市環境率先行動計画」を全面改訂し、ISO14001のシステムを取り入れ、「仙台市地球温暖化対策実行計画（平成14年5月策定）」と統合した本市独自の環境マネジメントシステム「新・仙台市環境行動計画」を策定し、同年4月から全庁で運用を開始した。令和3年3月には、脱炭素社会の構築やプラスチック資源循環の推進等の新たな環境課題を踏まえ、「新・仙台市環境行動計画」を改定し、同年4月からは「仙台市環境行動計画」を運用している（令和6年3月、令和8年3月改定）。

平成15年12月には、中小事業者が比較的容易に取り組める環境マネジメントシステムである「みちのく環境管理規格」を策定するとともに、規格の推進を図るため「みちのく環境管理規格認証機構」を設立した（平成19年1月特定非営利活動（NPO）法人環境会議所東北へ移管）。また、平成18年4月には、「みちのく環境管理規格認証登録推進補助制度」を創設した。

開発事業者に、環境に配慮した事業の展開を促すための環境影響評価制度については、仙台市環境審議会からの答申（平成10年8月）を踏まえ、同年12月に「仙台市環境影響評価条例」を制定し「仙台市環境影響評価条例施行規則」及び「仙台市環境影響評価技術指針」の整備を進め、平成11年6月より施行した。平成27年12月には条例施行規則を改正し、火力発電所、太陽光発電所等を対象事業に追加する（平成28年5月施行）とともに、平成29年5月には石炭火力発電所の規模要件を撤廃した（即日施行）。さらに、平成29年12月には市域内への石炭火力発電所の立地自粛を促す「杜の都・仙台のきれいな空気と水と緑を守るための指導方針」を策定した。令和2年12月には、「グリーンビルディングの整備を促進するための方針」を策定し、都心部における大規模建築物に関する環境影響評価制度を改正した。また、太陽光発電所について、森林地域を新設し規模要件の見直しを行い、「森林地域における太陽光発電事業の環境配慮に関する指導方針」を策定した（両方針とも令和3年4月1日施行）。令和5年3月には、太陽光発電施設の適正な設置、維持管理、廃棄等の手続を定め、地域と共生する太陽光発電事業の普及促進に寄与するため、「仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等の促進に関する条例」を制定した（令和5年10月施行）。令和7年9月には、森林地域における

太陽光発電事業の立地自粛を促す「杜の都・仙台の豊かな森林を未来へつなぐための太陽光発電事業の立地に係る指導方針」を策定した（同日施行）。その他、仙台市が実施する公共事業については、立地選定といった構想段階から事業の実施に係る環境への配慮を徹底しようとする仕組みである「仙台市環境調整システム」を平成12年10月より実施している。

環境国際交流の面では、「仙台・ヘルシンキ都市セミナー」を平成9年に仙台、11年にヘルシンキ市で開催。平成13年にはヘルシンキ市と共催で、本市の国際姉妹・友好都市の市長等を招いて「環境国際会議」を開催した。平成14年8月には「ヨハネスブルク・サミット」に際して開催された自治体セッションに参加し、環境と経済の調和により持続可能な発展を目指すグリーン購入についての初の国際会議を仙台で開催することを提唱した（平成16年10月、「第1回グリーン購入世界会議in仙台」を仙台国際センターで開催。世界37の国と地域から約1,000人が参加）。また、平成15年11月には、市長がICLEI（イクレー持続可能性をめざす自治体協議会）の世界理事に就任し（任期：平成18年3月末まで）、同月、アテネ市で開催されたICLEI世界大会に参加した。さらに、平成17年5月には、本市において世界理事会を開催した。

平成17年6月には、国連の「持続可能な開発のための教育（ESD）」を推進する国連大学が、仙台市、気仙沼市、蕪栗・伊豆沼地域（旧田尻町）を対象とする「仙台広域圏」を他の6地域とともに、世界で初めて「持続可能な開発に関する教育のための専門的知識の地域拠点（RCE）」に認定した。

年表(環境保全)

西暦	年 号	仙 台 市	その他(宮城県・国)
1959	昭和 34 年	○ 衛生局が発足し、公害の測定、苦情処理等を衛生局保健課で所管	
1962	37 年	○ 「健康都市宣言」	
1963	38 年	○ 保健所衛生課で公害苦情の受付・調査・処理を開始	
1964	39 年	○ 市長の諮問機関として「公害対策委員会」を設置	
1966	41 年	○ 衛生局衛生課に環境公害係、保健所衛生課に環境係を設置	
1967	42 年		○ 「公害対策基本法」公布
1968	43 年		○ 「大気汚染防止法」「騒音規制法」公布
1969	44 年	○ 環境公害係が公害係となる	
1970	45 年	○ 庁内組織として「公害対策連絡調整会議」を設置 ○ 衛生局に公害対策課を設置 ○ 「公害市民憲章」制定 ○ 「仙台市公害防止施設整備資金融資利子補給公布要綱」制定	○ 「水質汚濁防止法」公布
1971	46 年	○ 公害対策課を公害課に変更 ○ 衛生局に公害部を新設し調整課、規制課の 2 課とする ○ 「仙台市公害防止条例」公布 ○ 大気汚染常時監視テレメーター装置稼働開始	○ 「悪臭防止法」公布 ○ 環境庁発足 ○ 「水質汚濁防止法」施行 ○ 環境基準(騒音、水質汚濁)告示 ○ 大気汚染防止法による燃料中のいおう分規制
1972	47 年	○ 「公害対策委員会」を「公害対策審議会」に改組 ○ 「公害防止条例施行規則」公布 ○ 関係 7 自治体と新仙台火力発電所、東北石油等と「公害防止協定」を締結 ○ 開発指導要綱により流量比規則の排水処理を義務づけ	
1973	48 年	○ 「杜の都の環境をつくる条例」公布 ○ 水質自動測定局稼働開始	○ 環境基準(大気汚染)告示 ○ 仙台湾地域が国の公害防止計画地域に指定 ○ 環境基準(航空機騒音)告示
1974	49 年	○ 原町東部で地盤沈下が問題となる ○ 「広瀬川の清流を守る条例」公布	○ 「宮城県地盤沈下防止対策要綱」規定
1975	50 年		○ 工業用水法の地下水採取規制地域指定
1976	51 年		○ 環境基準(新幹線騒音)告示 ○ 「振動規制法」公布
1977	52 年		○ 航空機騒音の環境基準地域類型指定告示 ○ 東北新幹線の環境基準の地域類型指定告示
1978	53 年	○ 「仙台市東部工場団地移転中小企業に対する公害防止資金融資利子補給制度」制定	○ 二酸化窒素の新たな環境基準告示 ○ 宮城県沖地震
1980	55 年	○ 公害部が環境公害部となり、環境調整課、公害規制課となる	
1981	56 年	○ スパイクタイヤによる道路粉じんが大きな問題になる ○ 「道路粉じん問題研究会」を発足	
1982	57 年	○ 「道路粉じん問題研究会」を「道路粉じん対策委員会」に改組	○ 東北新幹線開業 ○ 「宮城県公害防止条例」改正(深夜営業騒音規制開始)
1985	60 年	○ 広瀬川が環境庁の名水百選に選ばれる	
1986	61 年		○ 「宮城県スパイクタイヤ対策条例」公布
1987	62 年	○ 地下鉄南北線開業 ○ 宮城町編入 ○ 「コイン駐車場の設置に関する指導要綱」制定	
1988	63 年	○ 泉市、秋保町編入 ○ 「水辺のマスタープラン」仙台・宮城地区編策定	
1989	平成元年	○ 政令指定都市に移行 ○ 公害規制課に大気係、水質係、騒音係に加えて調整係を設置 ○ 「水辺のマスタープラン」泉・秋保地区編策定 ○ 悪臭防止法の規制地域を拡大 ○ 「仙台市悪臭対策指導要綱」制定	
1990	2 年	○ 環境保全基金(4 億円)を設置 ○ 「環境保全活動推進に関する懇談会」設置	○ 「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」公布
1991	3 年	○ 「仙台市地球環境保全対策推進本部」設置 ○ 環境学習コーナー設置	○ 環境基準(土壌汚染)告示
1992	4 年	○ 衛生局環境公害部を環境局環境保全部に改組、環境計画課、環境保全課の 2 課体制となる ○ 悪臭防止法の悪臭物質を追加規制 ○ 「地球環境保全に関する取組方針」策定	
1993	5 年	○ 「仙台市電気自動車等普及懇談会」設置 ○ 「(仮称) 杜の都環境プラン基本構想検討委員会」設置 ○ 「広瀬川の清流を守る条例」の水質保全区域を拡大 ○ 若林区文化センターに「環境ライブラリー」を設置	○ 「環境基本法」公布 ○ 環境基準(水質汚濁)改正

西暦	年 号	仙 台 市	その他（宮城県・国）
1994	6年	○「仙台市フロン対策」策定 ○「杜の都環境プラン」基本構想策定 ○「仙台市における環境基準条例のあり方について」公害対策審議会に諮問	○環境基本法に基づく国の「環境基本計画」策定 ○水質汚濁防止法排水基準改正 ○環境基準（土壌汚染）改正
1995	7年	○「仙台市地球温暖化対策推進計画」策定 ○「第5回地球温暖化アジア太平洋地域セミナー」仙台市開催	○「国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組の率先実行のための行動計画」閣議決定 ○「宮城県公害防止条例」改正（「地盤沈下防止対策要綱」廃止）
1996	8年	○「仙台市環境基本条例」公布 ○「仙台市公害防止条例」全部改正 ○環境保全部を環境部に、環境保全課を環境対策課に名称変更、併せて推進係、大気騒音係、水質係に変更 ○残したい日本の音風景100選に「広瀬川のカジカガエルと野鳥」、「宮城野のスズムシ」の2件認定 ○悪臭防止法の特定制悪臭物質等の追加規制 ○仙台市環境審議会を設置（公害対策審議会は廃止） ○「仙台市環境基本計画について」環境審議会に諮問	○「大気汚染防止法」改正（有害大気汚染物質対策の導入）
1997	9年	○「仙台市環境基本計画について」環境審議会より答申 ○「仙台市環境基本計画（杜の都環境プラン）」策定 ○「仙台市自動車公害防止計画」策定 ○「杜の都環境プラン推進本部」設置 ○「第1回音風景保全全国大会」仙台市開催 ○「仙台・ヘルシンキ都市セミナー」開催 ○「星空にやさしい街10選」仙台市認定 ○「（仮称）仙台市環境影響評価条例の基本的あり方について」環境審議会に諮問	○「環境影響評価法」公布（施行は平成11年6月） ○環境基準（地下水）告示 ○環境基準（ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの大気汚染）告示
1998	10年	○環境計画課に活動推進係を新設 ○「仙台市環境率先行動計画」策定 ○「アジア・太平洋環境会議（エコ・アジア'98）」「APEC持続可能な都市のための環境教育シンポジウム」開催 ○「仙台市環境影響評価条例」制定	○「宮城県環境影響評価条例」制定（施行は平成11年6月） ○環境基準（騒音）改正（施行は平成11年4月） ○「地球温暖化対策の推進に関する法律」施行
1999	11年	○「仙台市環境影響評価条例施行規則」制定 ○「水環境プラン」策定 ○「仙台市環境影響評価技術指針」制定 ○「GPN グリーン購入大賞」優秀賞受賞 ○「仙台市環境影響評価条例」施行 ○「仙台・ヘルシンキ都市セミナー'99」ヘルシンキ市にて開催 ○太白区文化センターに「環境ライブラリー」設置 ○ISO14001 認証取得（本庁舎・北庁舎・区役所・総合支所） ○「CO₂ダイエットメッセ in 宮城・仙台」開催	○環境基準（水質汚濁、地下水）改正 ○「ダイオキシン類対策特別措置法」公布（施行は平成12年1月） ○環境基準（ダイオキシン類に係る大気、水質、土壌）告示 ○「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）」公布（施行は平成12年3月）
2000	12年	○環境部に環境影響審査課を新設（審査係1係体制）、併せて環境計画課を管理係、計画係、活動推進係の3係体制に改組 ○環境対策課大気騒音係を大気係に改称 ○「環境報告書」、第4回環境レポート大賞奨励賞を受賞 ○「仙台市環境調整システム実施要綱」施行	○「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」公布（施行は平成13年4月） ○環境基本法に基づく国の「環境基本計画」（第二次）策定
2001	13年	○ISO14001 認証取得（葛岡工場・ガス局） ○「仙台市における地球温暖化対策のあり方」について環境審議会に諮問 ○「仙台市環境率先行動計画」第2期計画策定 ○「仙台市グリーン購入推進に関する要綱」制定 ○「仙台市における地球温暖化対策のあり方」について環境審議会より答申 ○「（仮称）環境教育・学習プランについて」環境審議会に諮問 ○「環境フォーラムせんだい2001・環境国際会議」開催	○環境省発足 ○環境基準（ジクロロメタンの大気汚染）告示 ○水質汚濁防止法排水基準改正（ほう素、ふっ素並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物追加）告示（施行は平成13年7月） ○自動車NOx法の一部を改正する法律（SPM追加）公布（施行は平成13年12月）
2002	14年	○ISO14001 認証取得（今泉工場） ○「『（仮称）環境教育・学習プラン』に係る目標、基本方針、施策のあり方、推進体制などについて」環境審議会より答申 ○環境部環境計画課と環境影響審査課を統合・再編し、環境管理課（企画管理係、環境影響評価室）と環境都市推進課（環境活動推進係、地球環境係）となる ○第二種特定製品引取業者、第二種フロン類回収業者の登録開始 ○「仙台市地球温暖化対策推進計画」改定	○「地球温暖化対策推進大綱」地球温暖化対策推進本部決定 ○「土壌汚染対策法」公布（施行は平成15年2月）

西暦	年 号	仙 台 市	その他（宮城県・国）
2002	14 年	○「広瀬川の清流を守る条例」の環境保全区域を拡大 ○ 化管法に基づく化学物質の排出量・移動量の届出開始 ○「仙台市環境教育・学習プラン」策定 ○「仙台市地球温暖化対策推進協議会」設置 ○「仙台市地球温暖化対策実行計画の推進に関する要綱」制定 ○ ISO14001 認証更新（本庁舎・北庁舎・区役所・総合支所） ○「ヨハネスブルクサミット」自治体セッションに参加	
2003	15 年	○「仙台市環境率先行動計画」第2期計画改定 ○「せんだいグリーン文具推奨制度」開始 ○「仙台市自動車公害防止計画」の見直しについて、環境審議会へ諮問 ○ 仙台市長が「イクレイー持続可能性をめざす自治体協議会」理事に就任（任期：平成 18 年 3 月末まで）。アテネ（ギリシャ）で開催された世界大会に出席 ○ グリーン購入企業セミナー、グリーン購入フォーラム in 仙台を開催	○「水生生物の保全に係る環境基準」告示
2004	16 年	○「みちのく環境管理規格認証機構」設立 ○ 環境学習コーナーを「環境交流サロン」に拡充 ○「仙台市自動車環境負荷低減計画」策定 ○「第1回グリーン購入世界会議 in 仙台」を開催し、「グリーン購入仙台宣言」を発表 ○「GPN グリーン購入大賞」大賞受賞 ○「杜の都の市民環境教育・学習推進会議」設立	○「環境配慮促進法」公布（施行は平成 17 年 4 月）
2005	17 年	○ 六郷堀・七郷堀通年通水事業の開始 ○ 本庁舎等 ISO サイトを二日町分庁舎、上杉分庁舎、泉区役所東庁舎に拡大 ○「イクレイー世界理事会」仙台市開催 ○ 仙台広域圏（仙台市、気仙沼市、旧田尻町）が国連持続可能な開発のための教育の 10 年を進めるための地域拠点（RCE）に認定	○「大気汚染防止法」改正（揮発性有機化合物の規制導入）
2006	18 年	○ ISO14001 認証登録終了（本庁舎等・葛岡工場・今泉工場・ガス局） ○ 環境管理課環境影響評価係を環境調整係に改称 ○「新・仙台市環境行動計画ー持続可能な地域をつくるエコプラン」策定 ○ 仙台グリーンペーパー推奨制度開始 ○「第2回グリーン購入世界会議 in バルセロナ」に前回開催都市として参加 ○「みちのく環境管理規格認証登録推進補助制度」創設	○「宮城県グリーン購入促進条例」制定 ○「水質汚濁防止法排水基準」改正（亜鉛基準強化）公布（施行は平成 18 年 12 月） ○ 環境基本法に基づく国の「環境基本計画」（第三次）閣議決定
2007	19 年	○「みちのく環境管理規格認証機構」民間特定非営利活動（NPO）法人環境会議所東北へ事業移管	○ 環境基準（航空機騒音）改正告示（適用は平成 25 年 4 月） ○「環境配慮契約法」公布（施行は平成 19 年 11 月）
2008	20 年	○ 環境都市推進課の環境活動推進係と地球環境係を統合し、環境都市推進係の1係体制に改組	○ 岩手・宮城内陸地震 ○「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正（6 月）
2009	21 年	○ 環境管理課と環境都市推進課を統合・再編し、環境企画課（企画調整係、地球温暖化対策係）、環境都市推進課（環境啓発係、環境調整係）に改組 ○「第3回グリーン購入世界会議 in スウォン」に第1回開催都市として参加 ○「仙台市環境基本計画の改定について」及び「仙台市地球温暖化対策推進計画の改定について」環境審議会に諮問	○「土壌汚染対策法」改正公布（施行は平成 22 年 4 月、ただし、平成 21 年 10 月に一部施行） ○ 環境基準（大気に係る微小粒子状物質）告示（9 月） ○ 環境基準（水質汚濁、地下水）改正（11 月）
2010	22 年	○「仙台市環境基本計画の改定について」及び「仙台市地球温暖化対策推進計画の改定について」環境審議会より答申 ○ 水質自動測定局廃止	○「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」改正（不正防止対策の強化、平成 23 年 4 月施行）
2011	23 年	○「仙台市環境基本計画」議決（「仙台市環境基本計画（杜の都環境プラン）」改定）	○ 東日本大震災 ○ 環境基準（水質汚濁、地下水）改正（10 月） ○「水質汚濁防止法排水基準」改正（施行は平成 23 年 11 月）
2012	24 年		○「環境影響評価法」を改正（施行は平成 24 年 4 月、平成 25 年 4 月） ○ 環境基本法に基づく国の「環境基本計画」（第四次）閣議決定（平成 24 年 4 月） ○「水質汚濁防止法」改正（施行は平成 24 年 6 月）

西暦	年 号	仙 台 市	その他（宮城県・国）
2013	25 年	○ 環境企画課地球温暖化対策係を再生可能エネルギー推進係に改称	○ 「水生生物の保全に係る環境基準（ノニルフェノール追加）」改正（8 月）
2014	26 年	○ 環境企画課の再生可能エネルギー推進係の業務の一部をまちづくり政策局エネルギー政策室に移管、地球温暖化対策係に改称	○ 「水生生物の保全に係る環境基準（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩追加）」改正（3 月） ○ 環境基準（土壌）改正（3 月） ○ 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」改正（施行は平成 27 年 5 月）（5 月） ○ 「大気汚染防止法」改正（建築物解体等時における石綿飛散防止対策の強化、平成 26 年 6 月施行） ○ 土壌汚染対策法基準改正（8 月） ○ 環境基準（水質汚濁、地下水）改正（トリクロロエチレン強化）（11 月） ○ 水質汚濁防止法排水基準及び浄化基準改正（カドミウム及びその化合物強化）（12 月）
2015	27 年	○ 環境都市推進課を環境共生課に改称 ○ 「仙台市環境基本計画の改定について」及び「仙台市地球温暖化対策推進計画の改定について」環境審議会に諮問 ○ 「仙台市環境影響評価条例施行規則」改正（火力発電所、太陽光発電所等を対象事業に追加）	○ 「大気汚染防止法」「水質汚濁防止法」改正（施行は平成 30 年 4 月）（水銀及び水銀化合物の排出規制の強化等）（6 月） ○ 「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正施行（三ふっ化素追加） ○ 水質汚濁防止法排水基準及び浄化基準改正（トリクロロエチレン強化）（10 月）
2016	28 年	○ 「仙台市環境基本計画の改定について」及び「仙台市地球温暖化対策推進計画の改定について」環境審議会より答申 ○ 「仙台市環境基本計画」議決（「仙台市環境基本計画（杜の都環境プラン）」改定） ○ 「仙台市地球温暖化対策推進計画」改定 ○ 「環境交流サロン」をリニューアルし、「せんだい環境学習館（たまきさんサロン）」を開館	○ 宮城県公害防止条例 汚水等の規制基準改正（トリクロロエチレン強化）（3 月） ○ 生活環境の保全に関する環境基準改正（底層溶存酸素量設定）（3 月） ○ 環境基準（土壌）改正（施行は平成 29 年 4 月）（クロロエチレン及び 1,4-ジオキサン設定）（4 月） ○ 土壌汚染対策法施行令改正（施行は平成 29 年 4 月）（クロロエチレンを特定有害物質に指定）（4 月） ○ 土壌汚染対策法施行規則改正（施行は平成 29 年 4 月）（4 月） ○ 汚染土壌処理業に関する省令改正（施行は平成 29 年 4 月）（4 月） ○ 環境基準（地下水）改正（施行は平成 29 年 4 月）（4 月） ○ 「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正（5 月）
2017	29 年	○ 「仙台市生物多様性地域戦略（生物多様性の保全等に関する取り組み）」策定 ○ 「仙台市環境影響評価条例施行規則」改正（石炭火力発電所の規模要件撤廃） ○ 「杜の都・仙台のきれいな空気と水と緑を守るための指導方針」策定（石炭火力発電所の立地抑制） ○ 「グリーン購入推進自治体特別賞」受賞	○ 土壌汚染対策法改正（調査契機の強化等、平成 30 年 4 月に一部施行、平成 31 年 4 月に完全施行）（5 月）
2018	30 年	○ 蒲生測定局を開設し PM2.5 の測定を開始（石炭火力発電所に対する取り組み） ○ 「本市における地球温暖化対策のあり方について」環境審議会に諮問	○ 環境基本法に基づく国の「環境基本計画」（第五次）閣議決定（平成 30 年 4 月） ○ 「気候変動適応法」公布（施行は平成 30 年 12 月）（6 月） ○ 環境基準（土壌）、土壌汚染対策法施行令改正（シス-1,2-ジクロロエチレンからシス体とトランス体の濃度の和へ変更、平成 31 年 4 月施行）（9 月） ○ 環境基準（有害大気汚染物質）改正（トリクロロエチレンの基準強化）（11 月）
2019	31 年 令和元年	○ 「本市における地球温暖化対策のあり方について」環境審議会より答申 ○ 「仙台市環境基本計画の改定について」及び「仙台市地球温暖化対策推進計画の改定について」環境審議会に諮問	
2020	2 年	○ 「仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例及び同施行規則」施行 ○ 「仙台市環境影響評価条例施行規則」改正（都心部における大規模建築物に関して、対象となる要件を改正、太陽光発電所について、森林地域を新設し、規模要件を改正）	○ 土壌環境基準等の改正（カドミウム及びトリクロロエチレン強化、令和 3 年 4 月施行）（4 月） ○ 大気汚染防止法改正（石綿飛散防止対策強化、令和 3 年 4 月、令和 4 年 4 月に一部施行、令和 5 年 10 月に完全施行）（6 月）

西暦	年 号	仙 台 市	その他（宮城県・国）
2020	2年	○「グリーンビルディングの整備を促進するための方針」策定 ○「森林地域における太陽光発電事業の環境配慮に関する指導方針」策定	
2021	3年	○「仙台市環境基本計画の改定について」及び「仙台市地球温暖化対策推進計画の改定について」環境審議会より答申 ○「仙台市環境基本計画」議決（「仙台市環境基本計画（杜の都環境プラン）」改定） ○「仙台市地球温暖化対策推進計画」改定 ○「仙台市環境行動計画」改定 ○地球温暖化対策推進課を新設し、まちづくり政策局防災環境都市・震災復興室から業務の一部を移管した上で、環境企画課・環境共生課と再編、環境企画課（企画調整係、環境影響評価係）、地球温暖化対策推進課（推進係、エネルギー企画係）、環境共生課（環境共生係）に改組	○「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正（5月） ○大気汚染防止法施行令改正（ボイラー規模要件緩和、令和4年10月施行）（9月） ○環境基準（水質、地下水）改正（六価クロム強化）（令和4年4月施行）（10月） ○生活環境の保全に関する環境基準改正（大腸菌群数削除、大腸菌数設定）（令和4年4月施行）（10月） ○「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）」施行令改正（対象化学物質の見直し、令和5年4月施行）（10月） ○騒音規制法施行令及び振動規制法施行令の改正（一定の要件を満たす機器を特定施設から除外、令和4年12月施行）（12月）
2022	4年	○「仙台市環境基本計画」及び「仙台市地球温暖化対策推進計画」の改定について環境審議会に諮問	○「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正（5月） ○「宮城県太陽光発電施設の設置等に関する条例」制定（令和4年10月施行）（7月）
2023	5年	○「仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等の促進に関する条例」制定 ○「仙台市高断熱住宅普及促進協議会」設立 ○「仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例」の一部改正（法施行令の名称変更） ○環境省の「脱炭素先行地域」に本市の計画提案が選定 ○市有地において全国初「自然共生サイト」認定取得	○「気候変動適応法」改正（4月） ○「自然共生サイト」認定制度開始（5月） ○「大気汚染防止法」施行規則改正（石綿飛散防止対策強化、令和5年10月一部施行、令和8年1月完全施行）（6月）
2024	6年	○「仙台市環境基本計画」及び「仙台市地球温暖化対策推進計画」の改定について環境審議会より答申 ○「仙台市環境基本計画」議決（「仙台市環境基本計画（杜の都環境プラン）」改定） ○「仙台市地球温暖化対策推進計画」改定 ○「仙台市環境行動計画」改定 ○環境部を分割し、脱炭素都市推進部を新設するとともに、地球温暖化対策推進課を分割し、脱炭素政策課、脱炭素経営推進課、先行地域推進室に改組 ○環境企画課環境影響評価係を環境影響調整係に改称 ○「森林地域における太陽光発電事業の環境配慮に関する指導方針の実施に関する要綱」策定 ○「新築建築物への太陽光発電導入・高断熱化促進制度」について環境審議会に諮問	○「水質汚濁防止法」排水基準改正（六価クロム基準強化、令和6年4月施行）、（大腸菌群数削除・大腸菌数追加、令和7年4月施行）（1月） ○「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」施行規則改正（クマ類を指定管理鳥獣に追加）（4月） ○環境基本法に基づく国の「環境基本計画」（第六次）閣議決定（5月）
2025	7年	○「仙台市公害防止条例施行規則」改正（大腸菌数等3項目） ○「仙台市環境基本計画」及び「仙台市地球温暖化対策推進計画」の改定について環境審議会に諮問 ○「杜の都・仙台の豊かな森林を未来へつなぐための太陽光発電事業の立地に係る指導方針」及び「杜の都・仙台の豊かな森林を未来へつなぐための太陽光発電事業の立地に係る指導方針の実施に関する要綱」策定	○「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」施行（4月）
2026	8年	○「仙台市環境基本計画」及び「仙台市地球温暖化対策推進計画」の改定について環境審議会より答申 ○「新築建築物への太陽光発電導入・高断熱化促進制度」について環境審議会より答申 ○「仙台市環境基本計画」議決（「仙台市環境基本計画（杜の都環境プラン）」改定） ○「仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例及び同施行規則」の一部改正（新築建築物への太陽光発電導入・高断熱化促進制度の導入） ○「仙台市地球温暖化対策推進計画」改定 ○「仙台市環境行動計画」改定	○環境基準（光化学オキシダント）改正（令和8年4月施行）（1月）

仙台市の廃棄物処理事業の歩み及び年表

1 ごみを中心としたあゆみ

(1) 汚物掃除法の時代（明治、大正時代）

仙台市の廃棄物処理事業の歴史は、明治33年の「汚物掃除法」の施行により、環境衛生担当課に清掃係を新設、掃除監督・掃除巡視の職員を配置し、汚物掃除費を予算に計上して荷馬車付常備夫を備い上げ、じん芥収集を開始したときに始まる。

大正7年にはこれまでの収集処理を請負制度（当初請負業者は1業者、大正9年から2業者）に改め、請負業者が荷馬車によって収集するとともに、市においても区域を定めて小車10台により直営収集を開始した。収集されたじん芥はもっぱら農肥として処理してきたが、大正9年、請負業者の1名が連坊小路（市の移転命令により大正14年原町字志波東に移転）にじん芥焼却場を建設、同13年に市営のじん芥焼却場（焼却能力：26.25t/8h）を現在の小田原三丁目に建設して本格的な処理体制に入った。その後、昭和6年に請負業者によるじん芥焼却場が新たに建設され、じん芥は焼却し、焼却灰を農肥として売却するという処理体制が整った。

終戦後、じん芥の排出量が増加し、市では小車収集をトレーラー付ダッチキャリア1台に切り替え、多量排出者のじん芥は有料で、一般家庭は無料で収集に当たった。また、じん芥排出量の急増や焼却場の老朽化による能力低下によって、埋立や農肥処分が増加して市街地近郊にその堆積が目立つようになった。

(2) 清掃法の時代

① 昭和30年代

昭和29年の「清掃法」制定と同時に、「仙台市清掃条例」及び「同規則」を公布し、これを契機に民生部に清掃課を新設した。市では直営収集区域を拡大するとともに、収集能力の増強に努めてきたが、人口の増加・市街地の拡大に伴い、請負業者による市街地近郊の埋立・農肥処理が限度を超え、荷馬車による遠距離輸送にも困難をきたすようになったことから、昭和31年より請負制を廃止し、機械力による衛生的、効率的な処理を行うことを目指して、全市直営による有料収集に切り替えた。この結果、従来の請負制による10日に1度の収集が7日に1度の収集となった。さらに、昭和32年に鶴ヶ谷じん芥焼却場（焼却能力75t/日）が竣工（従来の焼却場を廃止）し、市が全面的に収集処理する体制を整え、同年度のごみ焼却率は69%となった。

料金の徴収にあたっては、清掃責任者（世帯主などの土地の所有者等）が、「塵芥（じんかい）処理券」を出張所（支所）から事前に購入し、処理量に応じ、収集者に引き渡すこととしていた。

昭和36年には清掃課が清掃部に昇格、1部2課（管理課、業務課）体制となった。市街地の拡大・交通事情の悪化に対応するため、昭和39年に北・南・東の3清掃事業所を設置するとともに、作業能率の向上と地域環境の美化を図るため、ステーション方式による定時容器収集（ポリバケツによる排出）を一部地域で開始し、引き続き対象地域の拡大に努めていくこととした。また、ごみ排出量の増加に対応するため、昭和39年に小牛沼埋立地を確保した。

② 昭和40年代

昭和30年代後半より我が国は高度経済成長時代を迎え、「大量生産・大量消費・大量廃棄」の経済システムが「使い捨て」の社会的風潮を助長し、ごみの急激な増加及び質的多様化をもたらし、大きな都市問題となった。昭和43年に「ごみとし尿の悩み（仙台市清掃白書）」を発表し、市民に

対してごみ問題の深刻さを訴えるとともに、機構改革により清掃部が清掃局に昇格し、3課4事業所1工場体制となった。

昭和43年12月には、それまで地域的に差のあった定時容器収集の収集回数を原則として週3回に統一した。また、昭和44年8月から、事業活動に伴って生じる「営業ごみ」と市民の家庭生活から排出される「生活ごみ」を分離し、「生活ごみ」は市が収集処理にあたる一方、「営業ごみ」は排出者である事業者が責任を持って処理あるいは許可業者に収集を委託するというルールを確立した。

「営業ごみ」の分離、定時容器収集体制の確立など、ごみ処理手数料無料化の条件が整ったため、昭和44年9月から「生活ごみ」の収集の無料化を実施した。手数料無料化の条件は、市の計画に基づいて市が定期的に収集するごみで収集1回当たりの容量が45L未満でかつ重量が10kg未満のものを対象とし、実質的には一般家庭の日常生活から通常排出されるごみを無料で収集するものである。

昭和43年に、本市としては初めての本格的な焼却施設である今泉清掃工場（焼却能力：180t/日）が竣工し、ごみの急増に伴って昭和42年度には18%に落ちていたごみ焼却比率が、48%に上昇した。その後、昭和46年に松森清掃工場（焼却能力：300t/日）が竣工し、焼却比率は57%となった。また、昭和46年に森郷埋立地の使用を開始した。

(3) 廃棄物処理法の制定

① 昭和40年代後半（適正処理の確保）

昭和46年9月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）が施行され、昭和47年3月の「仙台市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の施行に伴って業務課に産業廃棄物班を設置し、産業廃棄物処理に対する指導業務を開始した。

廃棄物処理法施行後も、ごみの排出量は増え続け、昭和48年のオイルショックで一時的に減少したものの、増加傾向に歯止めがかからず、ごみ量の急増は大きな社会問題となった。ごみ減量に関する市民団体の活動も活発となり、昭和48年には約2,000人の市民の参加を得て「ごみ問題市民集会」を開催するとともに、「ごみ白書」を発行し、市民に対してごみ減量を訴えた。

一方、ごみ減量対策としては、昭和47年から粗大ごみの計画収集（年2回）を開始し、金属類などの有価物は回収業者が有償で回収し、無価物のみを市が有料で収集することとした。さらに、従来から地域の町内会や子供会による廃品回収が実施されていたが、昭和48・49年度に通産省の古紙集団回収促進対策事業モデル都市の指定を受けたことを契機に、資源回収業界の協力を得ながら、集団資源回収団体の育成事業を開始した。

② 昭和50年代（直接埋立処理から資源化・焼却処理へ）

昭和52年に小鶴清掃工場（焼却能力：600t/日）が竣工し、老朽化した今泉清掃工場を廃止した。これにより、ごみ焼却比率は78%に上昇した。

昭和55年に仙台市廃棄物資源化促進等審議会から「廃棄物の資源化に関する調査報告書」が提出され、これに基づき、ごみの適正処理と減量資源化を前提とした新たな処理体系の検討が進められ、昭和59年に、その運営主体として第3セクターの㈱仙台市環境整備公社を設立し、空き缶、空きびん類の分別収集を開始した。

同時に含有水銀による環境汚染が懸念される廃乾電池類の分別収集を開始した。

③ 昭和60年代

昭和60年に今泉清掃工場（焼却能力：600t/日）が竣工し、老朽化した松森清掃工場を廃止した。これにより、空き缶、空きびん類を除くごみの焼却比率は92%となった。今泉清掃工場では余熱利用を一層進めるために、自家発電を行い、余剰電力を電力会社に売却するほか、温水プール等の市

民利用施設に蒸気を供給している。翌61年には、今泉粗大ごみ処理施設（処理能力：120t/5h）が竣工し、それに伴い、資源回収業者による粗大ごみの中の有価物収集を廃止し、市が一括して無料で収集し、金属類の回収・資源化も行うこととなった。また、昭和61年に石積埋立処分場の使用を開始した。

④ 昭和から平成へ（減量・リサイクル）

昭和62年から63年にかけて宮城町・秋保町・泉市と合併し、平成元年4月の政令指定都市への移行に伴い、機構改革を行い、環境事業局と名称を変更し、4課3事業所2工場1センター体制となった。平成3年には、産業廃棄物指導課を新設するとともに、新たに部制を敷き、2部5課3事業所2工場1センター体制となった。

平成3年には、合併市町間で異なっていた処理体制を統一し、家庭ごみの排出方法をポリバケツ・指定袋・コンテナボックスの3種類に統一するとともに、粗大ごみの収集回数を年4回とした。

平成4年には、総合的な環境行政の推進を図るため、環境事業局と衛生局内の公害行政にかかる部門及び経済局、建設局の自然環境保全にかかる部門を統合して環境局を設置した。また、廃棄物処理法の抜本的な改正内容や、「再生資源の利用の促進に関する法律」の立法趣旨を踏まえ、廃棄物の減量の推進及び適正処理を図るため、平成5年に「仙台市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を全部改正し、「仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を制定した。

平成7年には、葛岡工場（焼却能力：600t/日）、葛岡粗大ごみ処理施設（処理能力：140t/5h）及び葛岡資源化センター（処理能力：70t/5h）の処理施設群が竣工し、高度処理化が図られた。そのため、松森環境センター及び秋保環境センターを廃止した。また、ごみの減量及びリサイクルの推進を図るため、機構改革によりリサイクル推進課を新設するとともに、市民啓発の拠点施設としてリサイクルプラザを整備した。

平成8年には、タバコの吸殻や空き缶、紙くずなどの散乱ごみ対策として環境美化促進事業を強化し、「まち美化推進モデル地区」を指定して市民、事業者、行政が一体となってまち美化に関する施策を重点的に実施するとともに、市民の環境美化意識の高揚のための各種啓発活動を展開した。

平成9年には、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）への対応として10月から、ペットボトルの分別収集を開始した。また、その開始に合わせ、圧縮梱包設備を松森及び葛岡資源化センターに整備し、平成10年10月からはペットボトルの事業者回収モデル事業を開始した。

⑤ 平成10年代（循環型社会の構築）

清潔で快適なまちづくりを推進することが市政の重要な課題の一つとされ、市民参加による「ポイ捨てごみから、まちづくりを考えるキャンペーン」を平成10年度から展開し、多くの市民の意見を参考に、平成11年3月、「ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例」を制定、同年5月に施行した。

地球温暖化やダイオキシン問題等に対応するとともに、限りある資源の有効活用を図るため、資源循環型の社会構築に向けた新たな法制度の整備等、廃棄物行政を取り巻く諸情勢が変化してきた。

平成9年から、ダイオキシン削減対策の一環として、市焼却施設のダイオキシン削減対策に係る改造工事を順次実施するとともに、一般家庭や民間事業所の小型焼却炉の使用自粛を呼びかけ、同年9月には、小型焼却炉の無料回収を実施した。一方、ダイオキシン問題への対応が困難なことから、平成12年度末に西田中工場を、平成13年度末に延寿ベッド専用焼却炉を、それぞれ廃止した。

また、平成10年度から、環境事業所の指導業務やごみ収集業務のあり方についての検討が行われ、

その結果を受け、平成11年度から、環境事業所を各区に設置し、指導業務に従事する職員を増員する一方、家庭ごみの収集は段階的に民間委託を行うこととした。

平成11年3月には、環境への負荷が少ない資源循環型社会の構築を目指し、「仙台市一般廃棄物処理基本計画」を全面改正し、ごみの排出抑制・リサイクルに関し、数値目標を定めた。同年11月、同計画を一部改定し、ごみの排出抑制についてさらに高い目標を設定した。この目標達成のための施策について「100万人のごみ減量大作戦」を展開し、市民・事業者に対して協力を呼びかけた。

平成12年度には、家庭から紙類を随時持ち込める常設の紙類回収庫を公共施設等に設置した。また、12月には、容器包装リサイクル法の完全施行を受け、全市拡大に向けて各種のデータ収集や収集方法等の検証をするため、プラスチック製容器包装の分別収集をモデル地区において開始した。

平成13年4月には、家電リサイクル法の施行により、法対象の家電4品目（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン）を粗大ごみ収集品目から除外するとともに、粗大ごみの収集方法を従来の年4回のステーション式無料収集から隔週の戸別有料収集に変更した。また、ごみ処理手数料等を改定し、ごみ処理原価に対する手数料の負担割合の適正化を図った。

平成14年4月には、モデル事業として取り組んでいたプラスチック製容器包装分別収集を全市に拡大するとともに、週3回の家庭ごみ収集のうち1回を同収集に振り替えたことから、収集の効率化を図るため、家庭ごみを含めた収集曜日の全市的な見直しを行った。併せて、市役所本庁舎、各区役所、総合支所等において、プラスチック製容器包装の分別・リサイクルを開始した。

また、本市の学校給食センターの生ごみ、公園事業での剪定枝葉及びし尿系の脱水汚泥による堆肥化を進める実験プラントとしての「仙台市堆肥化センター」が稼働開始した。

さらに、ベッド専用焼却炉の廃止に伴い、スプリング入りマットレスの解体装置を今泉工場に設置した。

平成14年度の「100万人のごみ減量大作戦」キャンペーンに、キャンペーンキャラクターの「ワケルくん」が登場、ごみの分別徹底を市民に呼びかけた。

平成14年11月、(財)日本容器包装リサイクル協会から本市のびん、ペットボトルの分別品質が悪く、改善するよう指摘された。このため、国の「緊急雇用創出特別基金事業」の補助を受け、ふたの除去作業を行った。

平成15年4月、産業廃棄物指導課を廃棄物指導課とし、廃棄物処理業の許可事務の集約化を図った。

同年9月、事業系紙類のリサイクル促進のため、無料で受け入れる紙類回収庫を若林、泉の両環境事業所内に設置した。10月には、家庭系パソコンを粗大ごみ収集品目から除外し、製造業者等によるリサイクルの推進を図った。廃蛍光灯については、従来資源化センターで破碎後にリサイクル施設に搬入していたが、破碎機の老朽化等を考慮し、平成16年度から、破碎せずに搬入しリサイクルできる施設へ処理先を変更した。

平成16年4月から、一般廃棄物（ごみ）処理業の許可方針を見直し、事業ごみの収集運搬業について新規参入の条件を緩和した。

平成16年度にはごみ減量・リサイクルの情報総合サイト「ワケルネット」を開設したほか、紙類回収推進のため、スーパーなどの駐車場に紙類回収車を派遣する「紙類回収キャラバン隊」事業を開始するとともに、青葉環境事業所に事業系紙類回収庫を設置した。

また、家庭から出る生ごみのリサイクル推進のため、NP0により青葉区で行われていた家庭用電気式生ごみ処理機の生成物と新鮮野菜との交換制度を全区に拡大した。このほか、業務用電気式生ごみ処理機を2か所の町内会（戸建住宅地域、集合住宅地域）に設置し、生成物を農家が野菜作り

に利用する生ごみの循環型リサイクルシステムモデル事業を開始した（平成26年3月終了）。

平成17年1月の自動車リサイクル法完全施行に合わせ、解体業者など関連事業者に対する指導や登録・許可に向けた業務を平成16年4月から開始した。

平成17年3月、老朽化した小鶴工場を廃止し、その代替施設として8月に松森工場（焼却能力：600t/日）が竣工した。

同年3月には、廃棄物を取り巻く情勢の変化や市の現状等を踏まえて、仙台市一般廃棄物処理基本計画の見直しを行った。

同年4月からは再生可能な紙類の清掃工場への搬入を禁止するとともに、民間事業所の協力により紙類回収ステーション事業を開始し、9月には古紙等のリサイクルを一層推進するため、地域のごみ集積所を利用した古紙、布類の定期回収を約2万世帯でモデル事業として開始した（平成20年9月末終了）。

平成18年9月には、葛岡資源化センターにスプレー缶破砕機を設置し、従来は埋立処分していたスプレー缶のリサイクルを開始した。

平成19年5月には、レジ袋等の容器包装廃棄物の排出抑制を一層促進するため、事業者及び市民団体と、「仙台市におけるレジ袋の削減に向けた取り組みに関する協定」を締結し、レジ袋の有償提供による削減に取り組んだ。

平成19年12月には、宮城野環境事業所に市内4か所目となる事業系紙類回収庫を設置した。

⑥ 平成20年以降（家庭ごみ有料化の開始以降）

平成20年10月には、さらなるごみ減量リサイクルの推進などを目的として、家庭ごみ等の受益者負担制度（有料化）及びごみ集積所を利用した月2回の紙類定期回収を開始した。

平成23年3月には、「仙台市一般廃棄物処理基本計画」を全面改定し、資源循環型都市や低炭素社会の構築、市民・事業者・市の三者連携による施策の推進を目指し、新たに「ごみ総量」、「リサイクル率」、「燃やすごみの量」、「温室効果ガス排出量」の4項目について目標を定めるとともに、3つの数値目標を定めた。

また、同年3月、東日本大震災により震災廃棄物等272万トン（震災廃棄物137万トン、津波堆積物135万トン）が発生した。これに対し、「発災から1年以内に震災廃棄物等を撤去し、3年以内に処理を完了する」という目標を定め、平成24年3月に撤去を、平成25年9月に焼却処理を、平成25年12月にリサイクル・処分をそれぞれ完了し、平成26年3月には「がれき搬入場（中間処理場）」の原状復旧を終えた。

平成23年10月から、家庭からの使用済み天ぷら油などを回収し、バイオディーゼル燃料（BDF）に資源化するモデル事業を開始した。

平成25年9月には、紙類回収庫を資源回収庫と改称し、回収対象品目に布類を追加した。

平成26年度は、震災後、資源物の混入割合が高くなったことから、「緊急分別宣言！！」と題したキャンペーンを実施し、震災後薄れつつある分別意識の向上を図った。

平成26年9月から、家庭からの携帯電話やデジタルカメラなどの小型家電製品を回収し、資源化する事業を開始した。

平成27年度は、平成26年度に引き続き、家庭ごみへの資源物の分別徹底を訴える「続・緊急分別宣言」と題したキャンペーンを実施した。また、仙台市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しを行い、「ごみ総量」、「リサイクル率」、「燃やすごみの量」の3項目について新たな目標値を掲げるとともに、「1人1日当たり家庭ごみ」を目標項目に追加した。

平成28年度は、6月から「ワケアップ！仙台」をキャッチコピーとしたキャンペーンを展開し、ごみ減量キャラバン等の市民・事業者との協働による取り組みを実施した。

また、平成29年9月には、同キャンペーンの一環として、家庭から排出される生ごみや食品ロス削減を目指し食の3Rを進めるサイト「モッタイナイキッチン」を開設した。

また、事業ごみ等の更なる減量と費用負担の適正化のため、平成29年3月にごみ処理手数料等の改定に係る条例改正を行い、平成30年4月から、一般廃棄物を自ら処理施設に搬入する場合の手数料を改定した。さらに、搬入物検査装置を3か所の清掃工場に設置し、平成30年2月から、専任の検査員により事業ごみの内容物検査を行い、搬入禁止物の混入を調査し、適正排出指導を行っている。

平成30年4月には、災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に進めるため、一般社団法人仙台建設業協会、宮城県解体工事業協同組合、宮城県産業廃棄物協会仙台支部（現一般社団法人宮城県産業資源循環協会仙台支部）の3団体と本市を含めた4者で「仙台市における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定」を締結したほか、令和2年3月には、平成19年に策定した「仙台市震災廃棄物等対策実施要領」を全面的に見直し、「仙台市災害廃棄物処理計画」を策定した。

また、リサイクル推進に向けた取り組みとして、平成30年9月から、家庭から排出される剪定枝等を資源化するモデル事業を実施し、令和2年5月からは家庭系剪定枝資源化事業として本格実施しているほか、資源化が困難とされていた防水加工等がされた紙製容器を資源回収庫で拠点回収し、リサイクルする事業を行っている。

令和3年3月には、「仙台市一般廃棄物処理基本計画」を全面改定した。本計画では、「“杜の都の資源”を次の世代へ 持続可能な資源循環都市をめざして」の基本的な考えのもと、「ごみ総量」、「最終処分量」、「1人1日当たりの家庭ごみ排出量」、「家庭ごみに占める資源物の割合」の4項目について基本目標を定め、プラスチックごみや食品ロス削減の喫緊の課題に重点的に取り組みながら、ごみ減量・リサイクルを一層推進することとしている。

また、リチウムイオン電池等が家庭ごみやプラスチックごみに混入し、収集運搬や処理の際に発火する事例が発生している状況を踏まえ、事故の未然防止と一層のリサイクルを図るため、令和4年7月からリチウムイオン電池等の定日収集を開始した。

喫緊の課題であるプラスチック資源循環の推進に向けては、他の政令市に先駆け令和5年4月より、これまでのプラスチック製容器包装に加え、ハンガー等の製品プラスチックについても分別収集を開始している。事業実施にあたっては、令和2年度、3年度に一部地域で実証事業を行ったうえで、令和4年9月に国から、全国で第1号となる再商品化計画の認定を取得した。また令和5年1月から市内10地区（各区2か所）で先行実施し、同年4月から全市展開している。

給食生ごみ等から堆肥を製造する堆肥化センターについては、市内の民間食品リサイクル施設においてリサイクルを進める環境が整ってきており、先導的な役割は果たしたものと考えられることから、令和5年3月をもって給食生ごみ等の受入れを終了し、同年4月から給食生ごみ等の民間処理を開始の上、令和6年1月に施設を廃止した。

令和7年度は、仙台市一般廃棄物処理基本計画の中間評価を行い、循環経済への移行、ダイバーシティまちづくりの視点を計画の基本的な考え方に取り入れるとともに、基本目標「最終処分量」の目標値の見直し等の改定を行った。

2 し尿を中心としたあゆみ

(1) 昭和30年代（農家処理から市の処理）

し尿処理は市民と農家の自由契約によって行われていたが、昭和29年の清掃法の施行により、市・許可業者・農家の3者により収集し、近郊農家の農肥として還元処理してきた。しかし、市街地拡大と人口増に伴う排出量の増加、化学肥料の普及により農肥としての利用価値が次第に薄れ、その円滑な処理に支障をきたすようになった。この対応策として昭和30年6月より海岸砂防林施肥を開始し、さらに翌31年2月から海洋投入処分を開始した。

海洋投入にあたっては、市内から収集運搬されたし尿を中野係船場（中野清掃事業所）に係留されている「清仙丸（36kL積み）」（昭和31年12月からは、第二、第三（それぞれ36kL積み）の3艘体制）に積み替え、太平洋上の投棄場所（東経141°15'以東、北緯38°0'以南の海域）まで運搬し、投棄していた。

その後、塩釜土地造成事業のための貞山運河の埋立事業が昭和34年末に終了し新航路が完成したため、昭和35年1月に中野清掃事業所を廃止し、多賀城市の笠神地区に笠神清掃事業所を設置した。

昭和36年3月には、大型の「あおば丸（180kL積み）」が竣工し、3艘の清仙丸は、笠神清掃事業所から「あおば丸」（塩釜第3港区停泊）への中継積替専用船とした。

しかし、農肥需要の減少に伴って許可業者は処理場に窮するようになり、不適正な処理をする業者も見られるようになったため、昭和37年から業者所有車両を備え、貯留槽を開放し終末処理は市が行うこととした。昭和40年からは委託契約に改めた。

(2) 昭和40、50年代（海洋投入から陸上処理へ）

陸上での衛生的処理を目指して、昭和37年に南蒲生下水処理場内にし尿消化槽（180kL/日：昭和40年増設 計360kL/日）を設置した。これにより、昭和40年度から砂防林への施肥（浸透処理）を廃止した。

昭和41年には、原町事業所内にし尿の下水管投入施設（110kL/日）を建設した。

昭和44年から、計画的な定期収集と処理施設の処理能力に対する収集量の安定化を図るため、全便槽を把握するため便槽番号制を採用した。継続して汲み取りをするものについては、地区別に作業日を定めて月1回汲み取りを行う「定日一斉汲み取り」を実施することとし、手数料額を人头割による定額制とした。また、同時に「定日一斉汲み取り」はすべて委託業者による収集とした。

昭和48年には郡山下水管投入施設（110kL/日）を建設し、陸上での処理能力が一層向上した。また、下水道の普及によりし尿収集量が減少してきたこともあり、昭和50年に海洋投入を廃止し、すべて陸上による衛生処理とした。

(3) 昭和60年代（合併処理浄化槽の普及啓発）

昭和63年には、それまで直営だった臨時汲み取りを委託収集とし、直営収集をすべて取り止めた。また、作業依頼から処理手数料の徴収まで一貫したオンラインシステムを導入した。

昭和61年から、開発行為等によって設置された共同で使用される合併処理浄化槽の維持管理費補助制度を実施し、住民負担の軽減と公共用水域の水質保全を図っている。

また、平成2年から、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置費の補助制度を設け、合併処理浄化槽の普及を図っている。

(4) 昭和から平成へ（施設の効率化）

下水道の普及による汲み取りし尿の減少と施設の老朽化に伴い原町下水管投入施設を平成元年に廃

止し、それまで市で処理を行っていなかった汲み取り式水洗便所のし尿を郡山下水管投入施設で処理することとした。また、旧泉市のし尿処理施設であった松森環境センターし尿処理施設を浄化槽汚泥専用施設に改造（50kL/日）し、さらに老朽化した南蒲生処理施設を更新（193kL/日）し、南蒲生環境センターと名称を変更した。これにより、平成2年から、し尿は南蒲生環境センターで、浄化槽汚泥は松森環境センターし尿処理施設で処理する体制となった。平成3年に郡山下水管投入施設を廃止し、汲み取り式水洗便所し尿も南蒲生環境センターで処理することとした。

平成3年から、合併各市町の収集形態や手数料を委託業者による月1回定日収集、人頭割による定額制に統一した。

平成9年4月から、10人槽以下の専用の住宅合併処理浄化槽を管理している者に対し、合併処理浄化槽維持管理費の補助をすることにより、管理費の負担軽減を図り、併せて合併処理浄化槽の設置と適正な維持管理を促進している。

(5) 平成10年代以降

工事現場等に設置される仮設便所からのし尿の収集運搬については、設置者のほとんどが事業者等であり、費用負担の適正化を図るなどのため、平成13年4月から、委託収集から民間事業者の許可制とした。

平成14年3月には、老朽化した南蒲生環境センターのし尿消化槽を廃止し、下水道処理に切り替えた。また、4月には、し尿系の脱水汚泥等による堆肥化を進めるため「仙台市堆肥化センター」が稼働開始した。

平成15年4月、浄化槽関連を建設局下水道管理部施設管理課（平成15年4月下水道局廃止）に移管した。

平成19年2月に、仮設トイレを保有する民間事業者と「災害時における仮設トイレ等の供給協力に関する協定」を締結した。

浄化槽汚泥の処理については、そのほぼ全量を松森し尿処理施設で行っていたが、施設の老朽化が著しいことから、平成20年4月から南蒲生環境センターで処理することとし、松森し尿処理施設を廃止することとした。また、平成21年3月末で三居沢貯留槽施設を休止し、災害時における緊急用施設とした。

平成23年3月に発生した東日本大震災においては、通常の各家庭等のし尿くみ取りに加え、指定避難所等から排出されるし尿の収集・処理が必要であった。他都市の応援を得て収集を行ったほか、休止中の三居沢貯留槽や下水道終末処理場（建設局所管の浄化センター）を活用し処理を行った。その後、津波により甚大な被害を受けた南蒲生環境センターにおいても、簡易処理を開始した。

平成26年6月に収集運搬業務委託業者と「災害時における応急対策活動に関する協定書（し尿等）」を締結した。

令和5年4月より、堆肥化センターの廃止に伴い、し尿の脱水汚泥等を民間リサイクル施設に委託し資源化处理することとした。

年 号	月	一 般 事 項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
明治33年		汚物掃除法施行により、環境衛生担当課に清掃係を置き、汚物掃除費を予算に計上する		荷馬車付常備夫を備上げ、じん芥収集処理を開始		
大正7年				じん芥収集処理方法を一部請負制度に改め、市においても小車10台により市直営区域の収集処理に当る (請負業者1人)		
大正9年				更に1人と請負契約を結ぶ (請負業者2人)		
大正13年				市営じん芥焼却場を現在の市内小田原三丁目に築造する (焼却能力26.25t/8h)		
昭和4年				1請負業者を市が馬車付人夫として直備する(昭和6年請負に復帰)		
昭和25年				市の小車収集をトレーラー付ダッチキャリア1台に切替え、多量排出者のじん芥を有料で収集し、請負業者は一般家庭の分を無料収集する		
昭和29年	6 7 7 9	民生部に清掃課新設。衛生課の清掃係を吸収し、庶務・清掃第一・清掃第二の3係を置く 清掃法施行(法律第72号) 仙台市清掃条例(仙台市条例第14号)及び仙台市清掃規則(仙台市規則第18号)の公布 特別清掃地域の指定を受ける(宮城県告示第612号)	8	ごみ処理手数料 「ごみ」「燃え殻」等 20kg-20円 20kg-10円 (焼却場搬入) 犬、猫の死体 一頭につき50円	7 9 11 12	ふん尿処理手数料 18L-10円 特掃地域のうち重点区域及び公衆便所を市直営とし、他を従来からのくみ取り業者に担当区域を定めて許可し、し尿くみ取り作業を開始 岩切貯留槽完成(540kL) 中田町貯留槽完成(828kL)
昭和30年	7 9	現在の市内大楯16-2に建設中の清掃課車庫が完成し、仮車庫から移転 宮城県規則第39号をもって清掃法施行規則の公布			2 3 4 6 9 12	西多賀貯留槽・郡山貯留槽完成(各540kL) 高砂貯留槽完成(540kL) 六郷貯留槽完成(540kL) 各貯留槽が満量となり、くみ取りし尿処理に困窮をきたしたため、市内深沼海岸の市有林に施肥をかねて砂中浸透処理を開始 汚物処理船の係留地を市内中野字高松地先貞山運河に選定する(中野係船場) し尿海洋投入海域を北緯38度以南、東経141度15分以東とする 汚物処理船「清仙丸」竣工(36kL)

年 号	月	一 般 事 項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
昭和31年	5	特別清掃地域の変更指定を受ける	11	それまでの10日に1回の収集から週1回収集に じん芥収集全市直営に切換え、有料収集とする（料金）ごみ収集10kg－10円、燃え殻収集20kg－10円、犬・猫死体収集1頭－100円	2 3 11	し尿の海洋投入開始 清掃条例の一部改正により、ふん尿処理手数料を18L－13円に改める 汚物処理船「第2清仙丸」及び「第3清仙丸」竣工（各36kL）
昭和32年	8 11 11	泉村が町制施行で泉町となる 機構改革により民生部が民生局となる 原町車庫を原町清掃事業所に、中野係船場を中野清掃事業所に、鶴ヶ谷じん芥焼却場を鶴ヶ谷清掃事業所に改称し、各主任を配置	8 9 10	鶴ヶ谷じん芥焼却場竣工（75 t／8h） 小田原焼却場廃止 鶴ヶ谷じん芥焼却場の用地内に事務室及びじん芥収集用自動車車庫が竣工		
昭和34年	4 11	特別清掃地域の変更指定を受け（宮城県告示第179号）、支所区域を除く他の区域（本庁管轄内）が特別清掃地域に含まれる 機構改革により衛生局が設置され、清掃課は衛生局の所属となる	5	鶴ヶ谷清掃事業所内のじん芥焼却炉から排出する汚水の処理施設完成		
昭和35年	1	中野清掃事業所を廃し、笠神清掃事業所を設置	12 12	鶴ヶ谷清掃事業所内に建設中の犬猫焼却炉竣工 犬猫の死体一頭につき100円を150円に、汚物焼却場使用料ごみ10kgにつき5円を20kgにつき5円に改正		
昭和36年	5	機構改革により衛生局清掃課は、衛生局清掃部に昇格、2課4係3事業所となる（管理課に庶務係、指導係を、業務課に業務第一係、業務第二係を置く）	3 3 4	泉町で南光台、黒松団地を中心にごみ収集を開始 三八埋立地の埋立満了 追分埋立地の埋立開始	3 4	「あおば丸」（180kL）による海洋投入の開始に伴い「清仙丸」3隻はし尿中継船とする 片平、通町、上杉山通の3出張所地区を市直営区域とする。このため従来のくみ取り許可業者7社のうち2社を備上げて直営地域内のくみ取り作業に当たらせる
昭和37年	3	「健康都市宣言」をする			4 10	くみ取り許可業者6社のうち2社の車輛を備上げて直営地域のくみ取り作業に参加させる くみ取り許可業者6社の車輛を備上げ、全市（特掃地域）を直轄とする
昭和38年			3 4 12	追分埋立地の埋立満了 富谷埋立地の埋立開始 ステーション収集（定時容器収集）を一部開始	9	南蒲生し尿消化槽（180kL／24h）稼働開始

年 号	月	一 般 事 項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
昭和38年			12	清掃条例の一部改正により大掃除ごみを無料、市営焼却場への自己搬入ごみを無料、定時容器収集ごみは半額（10kg－5円）、犬猫死体処理手数料を1頭500円に改める	12	清掃条例の一部改正により、ふん尿処理手数料を18L－22円に改める
昭和39年	2	特別清掃地域の変更指定を受ける（宮城県告示第57号）。旧市内全域、及び西多賀、中田、高砂の3支所の一部が特別清掃地域となる	3	小牛沼埋立地の埋立開始（～昭和46年10月）		
	6	南清掃事業所及び東清掃事業所を設置、鶴ヶ谷、笠神の両清掃事業所をそれぞれ鶴ヶ谷焼却場、笠神係船場とする	5	富谷埋立地の埋立満了		
	12	北清掃事業所設置				
昭和40年	2	特別清掃地域の変更指定を受ける（宮城県告示第238号）。これにより岩切地区編入される			4	車輛備上げを委託契約に切り替える（収集業者8社、運搬業者2社）、砂防林への施肥を廃止する
					10	南蒲生し尿消化槽（360kL／24h）処理可能となる
昭和41年	4	原町清掃事業所を業務課処理係に編入し原町事業場とする	3	今泉清掃工場着工	9	原町し尿下水管投入施設完成、稼働開始する（処理能力110kL／24h）
昭和42年			3	泉町で約6tの簡易焼却炉を委託業者が建設		
昭和43年	4	特別清掃地域の変更指定を受ける（宮城県告示第215号）。これにより生出、六郷、七郷、高砂の一部が編入される	6	今泉清掃工場竣工（180t／24h）		
	4	機構改革により、清掃局に昇格、計画課を新設し計画係と施設係を置く また業務課の処理係を廃止し料金係を新設する	7	「ごみとし尿の悩み」（仙台市清掃白書1968）公表		
			12	ごみ収集回数を原則として週3回収集に統一		
昭和44年	4	特別清掃地域の変更指定を受ける（宮城県告示第221号）。これにより東部海岸に接する地域と柳生地区が編入される	2	砂崩埋立地の埋立開始	5	行政指導によりし尿委託業者4社を統合
	4	機構改革により業務課に指導係を新設、計画課の計画係を管理課に置き、施設係を課に昇格させ施設課とし、施設係と建設係を置く また原町事業場を課に昇格させ原町事業所とし第一係、第二係を置く さらに業務課の出先機関である笠神係船場、鶴ヶ谷焼却場をそれぞれ原町事業所と東清掃事業所に統合する	7	南清掃事業所を今泉清掃工場敷地内に新築移転	7	ふん尿処理手数料を従量制から人頭割と従量制の2本立てに改める（1人1月60円、18L－24円）
			8	営業ごみ収集の分離及び許可業者収集体制の確立		
			9	生活ごみの無料化実施	8	し尿の定日一斉くみ取り制度の実施
			12	ごみ容器収集の徹底と容器の生活保護家庭への無料配付		
			12	秋保町、ごみ焼却炉建設（5t／日）、ごみ収集業務開始（温泉旅館を主体に一般家庭の一部）		

年 号	月	一 般 事 項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
昭和44年	11	秋保町、じん芥処理条例制定				
昭和45年			1	あひる沼埋立開始	7	便槽カードの各戸貼付を行うことにより、くみ取り対象便槽数の確認とくみ取り作業の効率化を図る
			4	松森清掃工場（300t／24h）建設事業の本工事及び付帯工事開始		
			4	ごみ収集作業中に破損したポリ容器の弁償開始		
			5	あひる沼埋立満了		
			7	砂崩埋立地の埋立満了		
			11	えんこ沼埋立地の埋立開始		
昭和46年	3	宮城町廃棄物処理及び清掃に関する条例制定	2	泉町、仙台市とごみ焼却の委託処理確認書を昭和50年10月まで、1日30tでとりかわす	2	泉町清掃センターし尿処理場（50kL／日）完成
	4	泉町清掃条例制定			8	西多賀貯留槽を沢川改修工事のため撤去
	6	清掃事業5カ年実施計画（46年度～50年度）発表	5	松森清掃工場竣工、東清掃事業所を松森工場敷地内に新築移転	10	高砂貯留槽に脱臭装置装備
	9	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）施行	6	えんこ沼埋立地埋立満了 宮城町、ごみ焼却炉建設（10t／日）ごみ収集業務開始		
	11	泉町が市制施行で泉市となる	10	小牛沼埋立地の埋立満了 森郷埋立地（利府町所在）を借地し、埋立開始（～昭和61年3月）		
			12	森郷埋立地に大規模火災発生、鎮火までに約10日間を要する 防火水槽（200t）防火帯の整備等を決定し、昭和47年1月17日再開する		
昭和47年	3	仙台市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（仙台市条例第3号）及び同規則（仙台市規則第11号）施行	3	家庭粗大ごみ及び卸小売業排出廃棄物実態調査結果発表	4	宮城町、し尿くみ取り業者3社許可
			3	鶴ヶ谷焼却場休止	5	郡山し尿下水管投入施設（110kL／24h）建設工事開始
	4	泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定	5	従来無料であった事業者等の埋立処分地等への自己搬入について処理手数料を徴収することとする（埋立処分－200kgごとに150円、焼却処分－200kgごとに200円）その他犬猫等の死体の収集手数料を一頭1,000円に値上げする等の料金改定を実施	5	三居沢貯留槽（150kL×2槽）の高級化建設工事開始
	4	廃棄物処理法に基づき一般廃棄物処理業者3社、し尿浄化槽清掃業者12社、産業廃棄物処理業者3社を許可する。許可手数料を3,000円にする			5	し尿料金を1人月額60円、事業所等は90Lごとに120円に改定
	5	業務課に産業廃棄物班（4人）を置く	6	従来の大掃除ごみ無料収集を実状に合わせて粗大ごみ無料収集として実施	7	昭和46年度から始めたし尿収集車66台（委託業者64台、直営車2台）への脱臭装置装備を完了した
			9	松森清掃工場敷地内に新しい犬・猫専用焼却炉を建設	10	秋保町、仙台市にし尿処理を委託（～昭和63年2月）
					11	三居沢貯留槽竣工

年 号	月	一 般 事 項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
昭和47年			10	粗大ごみの計画収集開始 (有価物は回収業者が、無 価物は市が有料で収集)		
			10	市民団体と共催で第1回 ごみ追放展を開催		
			12	松森清掃工場に電気集じ ん機新設		
昭和48年	4	指定区域を取り消し全市 を計画処理区域とする	2	廃棄されるテレビ等から メーカーの責任でPCB部品 の有無の確認と抜き取り をさせ(仙台方式)、安全 なもののみを回収する方 式を始める	6	郡山下水管投入施設 (110kL/24h) 完成
	6	秋保町廃棄物の処理及び 清掃に関する条例制定	4	ごみ清掃バスの運行開始 (昭和59年度より清掃施設 を見る会バスに名称変 更)		
			4	清掃110番を設置して不法 投棄の防止を強化		
			5	集団資源回収事業を開始		
			7	仙台市の清掃行政の現況 と問題点、今後の課題等 をまとめた「仙台市ごみ 白書」公表		
			9	2,000人の市民が参加し て、第1回ごみ問題市民 集会が開催される 併せてごみ追放展と不用品 即売会を開催		
昭和49年	9	市内の主婦8人を一日清 掃局長に委嘱	6	小鶴清掃工場(200t/24h×3基)着工	4	宮城町、熊ヶ根貯留槽 (300kL) 建築
			7	ごみ問題に関する世論調 査実施	6	宮城町、仙台市へし尿処理 委託開始(～昭和62年10 月)
			7	夏休み子供ごみ清掃バス 実施		
昭和50年	5	業務課の産業廃棄物班が 産業廃棄物係に昇格	3	小学生用副読本補助資料 「ごみとわたしたち」発行 (古紙再生紙使用)	1	し尿の海洋投入廃止
	11	廃棄物処理手数料改正	8	不用品あっせんコーナー 設置(～昭和63年度)	3	し尿海洋投入船「あおば 丸」廃船
			9	ごみ資源化展開催	11	し尿料金を一般家庭1人 月額120円と一便槽月額100 円を加えた額等に改定
			10	泉市清掃センター(松森ご み焼却場)試運転開始 (120t/日)		
			11	ごみ等の収集・運搬・処 分50kg300円、焼却処分 200kg450円、埋立処分 200kg350円に改定		
			12	ウイスキーあきびんの回 収の対象品目拡大		

年 号	月	一 般 事 項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
昭和51年			3 10 11	泉市清掃センター竣工 今泉清掃工場休止 小鶴清掃工場試運転開始		
昭和52年	3 5 11	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律の施行 施設課検査係新設 仙台市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正	3 10	小鶴清掃工場竣工 資源回収実践者のつどい開催		
昭和53年	6	宮城県沖地震発生、清掃施設の被害甚大（被害総額約2億円）	3 5 6 6 10	森郷埋立地第1号締切堰堤完成 秋保町清掃センター建設（ごみ焼却炉13t／日）、翌月にごみ焼却炉（5t／日）を廃止 泉市、クリーンいずみ運動を提唱し、ごみの減量化対策にのり出す 地震ごみの森郷埋立地への無料搬入認める 森郷埋立地排水処理施設着工	3 10	泉市清掃センターし尿処理場増設工事完了（30kL／日増設、計80kL／日） 秋保町、し尿貯留槽（200kL）建設
昭和54年	1 6 8	仙台市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正 廃棄物処理手数料改定 泉市の機構改革により、民生部衛生課環境衛生係、清掃係を独立させ経済環境部環境整備課となり4係を置く 清掃センターを課扱いとする 地域下水処理場を清掃センター管轄から下水道課管轄に変更	3 4 4 6 7 9 9 10	宮城町、ごみ焼却炉（10t／日）建設、計20t／日となる 泉市で可燃・不燃・資源物・有害物の4大分別収集が全市でスタート 東清掃事業所を小鶴清掃工場隣接地に新築移転 ごみの収集・運搬・処分を50kg350円等に改定 宮城県環境事業公社の小鶴沢処分場が搬入開始 森郷埋立地排水処理施設完成 廃家電製品回収方策会議の発足 仙台市廃棄物資源化促進等審議会発足	4 6	原町事業所改築 し尿料金を一般家庭1人月額150円・一便槽130円等に改定
昭和55年	3	仙台市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正	2	小鶴・松森両工場塩化水素除去装置竣工		

年 号	月	一 般 事 項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
昭和55年	4	機構改革により、業務課に普及係を新設、浄化槽指導部門を公害部から施設課検査係へ移管	3 5 11	北清掃事業所を松森清掃工場敷地内に増改築移転 廃家電製品の資源化開始 仙台市廃棄物資源化促進等審議会「調査報告書」提出		
昭和56年	6	本庁3課が消防庁舎内に移転	5 10	「ごみ白書」発行 集団資源回収推進のつどい開催	4 10	し尿収集委託業者2社が合併 泉市の清掃センターし尿処理場業務民間委託
昭和57年			4 4 4	営業ごみ収集の許可業者1社とし尿収集委託業者1社が合併 泉市、延寿の廃棄物処分場運転開始 宮城町、ごみ収集業務の一部民間委託		
昭和58年	6	廃棄物処理手数料改定	1 6 9 11	新今泉清掃工場（200t／24h×3基）着工 ごみの収集・運搬・処分50kg500円等に改定 石積埋立処分場整備着工 ごみ資源化展開催	6	し尿料金を一般家庭1人月額180円・一便槽175円等に改定
昭和59年	3 4 5 5	仙台市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正 機構改革で管理課3係を2係にする 管理課・業務課・施設課の3課が、消防庁舎から第二庁舎に移転 空き缶・空きびん類の分別収集等のため㈱仙台市環境整備公社を設立	1 10	宮城町、有害ごみ収集開始 空き缶・空きびん類、乾電池の分別収集開始		
昭和60年	10	浄化槽法施行に伴い、関係条例、規則を整備、施行	9 10 10 12 12	松森清掃工場休止 今泉清掃工場試験運転開始 犬猫等の死体収集、処理業務を委託 事業所のごみ収集区域を東、北の間で変更 今泉清掃工場竣工	10	臨時し尿くみ取り業務を業者へ委託
昭和61年	4 8	今泉清掃工場内に「ごみ－PAL（ごみとくらしの展示室）」完成 8.5（台風10号）豪雨発生、清掃施設の被害甚大（被害総額約9,000万円）	3 3	泉市清掃センター敷地内にリサイクルプラザが完成 森郷埋立処分地の埋立満了	4 8	し尿処理手数料の集金方法を自主納付のみに改める 災害時の臨時くみ取り収集を減免扱いとする 隣地市町への緊急応援作業の依頼（山形市、泉市、宮城町）

年 号	月	一 般 事 項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
昭和61年	10	仙台市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、規則の一部改正	3	宮城町、可燃ごみの処理の一部を仙台市へ委託	9	仙台市共同下水処理施設管理費の補助に関する要綱を制定 昭和61年度分から交付
			4	宮城町、生ごみ処理器購入費補助制度の実施（昭和62年度まで）		
			4	石積埋立処分場供用開始（第1期工事分）		
			7	今泉清掃工場に併設して、粗大ごみ処理施設完成		
			8	災害ごみの石積埋立処分場、今泉清掃工場への無料搬入認める		
			10	粗大ごみの計画収集に係る手数料を無料化する		
			10	コンテナボックスによる収集開始		
昭和62年	1	仙台市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正	12	（仮称）泉市第二ごみ焼却場（40t／16h×2基、（西田中工場）着工		
	8	管理課・業務課・施設課の3課が東二番丁仮庁舎（仙台大同生命ビル）に移転				
	11	宮城町の合併編入に伴い関係条例、規則を整備、施行				
昭和63年	3	仙台市環境美化の促進に関する条例の制定	6	延寿埋立処分場の粗大ごみ処理施設で火災が発生し、稼働休止となる（平成元年4月再稼働）	2	し尿処理手数料事務をオンライン化システムに移行
	3	泉市、秋保町の合併編入に伴い関係条例、規則を整備、施行	9	大倉じん芥処理場を中継施設に改造し、焼却炉を休止	4	し尿処理手数料の納入方法について口座振替制度も利用可とする
			10	産業廃棄物処理業者への期限つき（5年）許可の実施（～平成元年3月）		
平成元年	3	仙台市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、規則の一部改正	1	西田中工場試運転開始	3	原町下水管投入場を廃止
			2	秋保埋立地の使用を取り止める	4	郡山下水管投入場でくみ取り水洗し尿の受入れ処理開始
	4	政令指定都市に移行	3	西田中工場竣工		
	4	機構改革により、清掃局から環境事業局となる業務課、原町事業所を業務第一課、業務第二課に再編、泉総合支所経済環境部環境整備課を泉区役所市民生活課清掃係とする	3	小鶴工場塩化水素ガス除去装置の更新完成	4	今泉貯留槽（800kL）使用開始（六郷貯留槽は廃止）
			9	第2回産業廃棄物と生活環境を考える全国大会を仙台市で開催	7	南蒲生し尿投入施設（193kL／24h、現南蒲生環境センター）の更新建設着工
	7	生活環境（ごみ等）に関する市民意識調査の実施				

年 号	月	一 般 事 項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
平成 2 年	10	管理課・業務第一課・業務第二課・施設課の 4 課が北庁舎（旧水道局庁舎）に移転	4	宮城地区・秋保地区でも空き缶・空きびん収集を開始	4	南蒲生環境センター竣工
	10	今泉工場で爆発事故発生、職員 5 人が重傷を負い、うち 1 人が死亡	4	全庁的にコピー機等への再生紙利用を開始	4	松森貯留槽（200kL）使用開始
	12	仙台市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、規則の一部改正	6	南環境事業所新築	4	仙台市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱を制定、施行
平成 3 年	4	機構改革で管理部、業務部の 2 部制とし、産業廃棄物係を産業廃棄物指導課とする 業務第二課の原町事業所を廃止し同課に料金係を置く	3	仙台市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定	3	郡山下水管投入場を廃止
			3	大倉中継施設を廃止	4	し尿の統一方策を実施 月 1 回の定期収集を委託業者で行うこと、1 人月 160 円・90L 毎 320 円の料金に統一 浄化槽汚泥の処分料は無料とする
			4	ごみの統一方策を実施 指定袋による収集、料金統一 粗大ごみ収集を年 4 回とし、業者委託に統一 許可業者の従来の処分手数料の減免扱いを取り止める		
			8	産業廃棄物懇談会を設置		
			10	リサイクルセンターを宮城野区大楯に開設		
平成 4 年	3	仙台市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、規則の一部改正	2	クリーン仙台推進員のモデル事業を実施		
	4	機構改革により、環境事業局と衛生局環境公害部公害規制課等を統合し環境局に、管理部を廃し、環境保全部、業務部、施設部の 3 部制に、管理課を局直轄にし、計画係を企画係とする 環境保全部に環境計画課（調整係、計画係）と環境保全部（大気係、水質係、騒音係）を置く 業務部業務第一課普及指導係を指導係とし、減量推進係を新設 施設部施設課建設係を建設第一係と建設第二係とする	3	ペット斎場竣工		
			5	産業廃棄物懇談会の廃止		
			5	仙台市生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付要綱を制定、6 月施行		
			9	松森資源化センター竣工		
			10	空き缶・空きびんのモデル地区による週 1 回収集開始		
	5	仙台市清掃事業対策協議会を廃止し、仙台市廃棄物対策審議会を設置、審議会に産業廃棄物対策部会を置く				
	7	仙台市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正				

年 号	月	一 般 事 項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
平成 5 年	3	仙台市廃棄物の処理及び清掃に関する条例・規則を全部改正し、仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例・規則とする（4月施行）	3	延寿埋立処分場内に延寿ベッド焼却施設竣工	3	松森し尿処理施設内の旧設備50kL／日解体 南蒲生環境センター新設に伴い浄化槽汚泥処理のみの施設として運用開始
	4	機構改革により、業務部産業廃棄物指導課内に排出指導係と施設指導係を、業務部北・南・東環境事業所内に指導係を設置	4	ごみ処理手数料等を改定 ごみの収集・運搬・処分50kg700円等に改定（7月実施）		
	5	仙台市廃棄物対策審議会における審議を経て「仙台市における産業廃棄物の処理のあり方について」を市長に提言	4	空き缶・空きびんの週1回収集区域を全市の半分に拡大		
			6	葛岡粗大ごみ処理施設・葛岡資源化センターの建設着工		
			10	松森資源化センターの処理能力の増大を図り、空き缶・空きびん類の週1回収集区域を全市域に拡大		
平成 6 年			10	リサイクルプラザの建設着工		
	4	機構改革により、環境保全部環境計画課を管理係、計画係、調整係の3係制とする	1	事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関する計画書の提出を受ける	4	三居沢貯留槽の検収業務を自動化
			8	大倉じん芥処理場焼却施設を廃止	7	仙台市一般廃棄物（生活排水）処理基本計画の策定
平成 7 年			10	廃棄冷蔵庫からのフロン回収をモデル実施		
	1	阪神・淡路大震災発生 神戸市からの要請によりごみ収集作業支援を実施（総勢82名）	3	リサイクルプラザ竣工（後に今泉リサイクルプラザの設置に伴い、葛岡リサイクルプラザに改称）	3	仙台市浄化槽指導要綱を制定
	4	機構改革により、業務部業務第一課、業務第二課を業務課（管理係、指導係、料金係、浄化槽係、松森環境センター）、リサイクル推進課（事業推進係、指導啓発係）に再編、施設部に葛岡工場を設置	3	秋保環境センター、松森環境センター焼却施設を廃止		
			3	仙台市リサイクルプラザ条例を制定		
			4	家庭ごみの排出方法を全区で統一		
			4	廃棄冷蔵庫からのフロン回収を全市域で実施		
			4	北環境事業所を葛岡工場敷地内に新築移転し、西環境事業所に名称変更		
			8	葛岡工場、葛岡粗大ごみ処理施設、葛岡資源化センター竣工		
			8	松森環境センターリサイクルプラザを休止		
			9	クリーンリサイクルタウンとして厚生大臣から顕彰		
			10	リサイクル推進功労者等表彰式で通商産業大臣賞を受賞		

年 号	月	一 般 事 項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
平成 8 年	3	仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部改正	8	太白区長町地区を第一号のまち美化推進モデル地区に指定	4	今泉貯留槽の検収業務を自動化
	4	機構改革により、業務部を廃棄物事業部、管理課を総務課、業務課を廃棄物管理課とする	10	リサイクル推進功労者等表彰式で内閣総理大臣賞を受賞		
			10	第 1 期仙台市分別収集計画策定		
平成 9 年	3	仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正	3	産業廃棄物処理指導計画策定	4	合併処理浄化槽維持管理費の補助に関する要綱を制定、施行
	5	一般廃棄物循環型システム構築調査実施	4	産業廃棄物適正処理監視指導員（産廃 G メン）設置		
	8	ダイオキシン対策会議設置	9	まち美化懇話会を設置		
			10	し尿収集運搬委託業者 5 社が出資し、新会社を設立、旧仙台地区の粗大ごみ収集運搬業務を行う		
			10	ペットボトルの分別収集開始		
			10	「第 6 回全国ごみ減量化推進全国大会」仙台市で開催		
平成10年			12	まち美化懇話会を廃止		
	3	仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正	4	産廃110番設置		
	4	機構改革により、施設部施設課の施設係を管理係とする	9	小型焼却炉の無料回収を実施		
	4	環境率先行動計画策定	10	ペットボトルの事業者回収モデル事業を開始		
	6	仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部改正				
	8	生ごみ減量化（コンポスト化）調査開始				
平成11年	3	ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例制定（5月30日施行）	4	太白区（秋保地区を除く）の家庭ごみ収集を民間に委託		
	3	仙台市一般廃棄物処理基本計画を全面改定	5	葛岡リサイクルプラザ利用者50万人突破		
	3	仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部改正				

年 号	月	一 般 事 項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
平成11年	4 12	機構改革により、西・南・東環境事業所を青葉・宮城野・若林・太白・泉環境事業所とする 仙台市一般廃棄物処理基本計画を一部改定	6 6 6 11	(仮称)松森工場(ごみ焼却施設)の環境影響調査結果を公表 第2期仙台市分別収集計画策定 屋内設置型の生ごみ堆肥化容器を補助対象に追加 100万人のごみ減量大作戦展開		
平成12年	3 4 5 9 11 12	仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正 機構改革により、廃棄物事業部若林環境事業所の庶務係を廃止、施設部施設課の延寿埋立処分場を廃止し、石積埋立処分場を石積埋立管理事務所とする 仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部改正 仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部改正 建設リサイクル法施行 仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正	2 4 9 10 12 12 12	家庭用電気式生ごみ処理機の購入費補助事業を開始 若林区の家庭ごみ収集を民間に委託 環境配慮型店舗(エコにこショップ)認定制度開始 仙台まち美化サポートプログラムを実験的に実施 プラスチック製容器包装分別収集モデル事業を開始 ペットボトル事業者回収モデル事業終了 堆肥化センター(25t/日)着工		
平成13年	3 4 4 5 6 6	仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例・規則の一部改正 機構改革により、施設部葛岡工場の西田中工場を廃止 家電リサイクル法施行 食品リサイクル法施行 フロン回収・破壊法公布 PCB特別措置法公布	2 3 3 3 4 4 4 4 4	資源物店頭回収事業を開始 西田中工場を廃止 廃棄冷蔵庫からのフロン回収モデル事業終了 紙類拠点回収事業開始(2か所) 粗大ごみのステーション方式無料収集を戸別有料収集とする 宮城野区の一部の家庭ごみ収集を民間に委託 不法投棄巡視員を設置 今泉リサイクルプラザ開館 ごみ処分手数料100kg850円等に引き上げる(平成12年3月改定)	3 4	南蒲生環境センターのし尿処理を嫌気性消化処理から脱水処理に改造 仮設トイレ等のし尿の収集運搬を許可制とする

年 号	月	一 般 事 項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
平成13年			5 10	(仮称) 松森工場 (200 t / 24h × 3 基) 本体工事着工 プラスチック製容器包装分別収集に係る地域説明会開始		
平成14年	3 4	仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部改正 機構改革により、廃棄物事業部宮城野環境事業所の庶務係を廃止	3 3 4 4 4 6 10 11 11	延寿ベッド専用焼却炉廃止 堆肥化センター竣工 プラスチック製容器包装分別収集全市拡大 家庭ごみの祝日収集開始 宮城野区の家庭ごみ・プラごみ収集を民間に完全委託 第3期仙台市分別収集計画策定 ダイオキシン排出規制に伴い、ペット斎場の焼却炉を改修 100万人のごみ減量大作戦キャンペーン (ワケルくんによるごみ分別の徹底) 容器包装リサイクル協会より、びんの分別の改善を要請される (ふた)	3	堆肥化センター竣工
平成15年	4 7 9 9 10	機構改革により、総務課庶務係及び企画係を総務係に再編、廃棄物事業部廃棄物管理課浄化槽係を廃止、産業廃棄物指導課を廃棄物指導課に、リサイクル推進課事業推進係及び指導啓発係を企画係及び啓発係に再編 宮城県北部地震発生 宮城県北部地震罹災ごみの受け入れ開始 (矢本町、鳴瀬町、河南町) 仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部改正 仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正	1 4 4 4 9	資源化センターにびん、ペットボトルのふた取り要員を配置 (各施設7人計14人) 青葉区東部地区の家庭ごみ・プラごみ収集を民間に委託 プラスチック製容器包装の祝日収集開始 ごみ処分手数料100kg 1,000円に引き上げる (平成12年3月改定) 事業系紙類回収庫の設置 (若林、泉環境事業所)		
平成16年	10	新潟県中越地震発生 長岡市の要請により、被災地支援実施 (携帯用簡易トイレ)	4	青葉区中部地区の家庭ごみ・プラごみ収集を民間に委託		

年 号	月	一 般 事 項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
平成16年			4	乾燥生ごみと野菜との交換制度全市拡大		
			6	紙類回収キャラバン隊事業開始		
			9	食器洗浄車「ワケルモバイル」貸出開始(平成28年度終了)		
			9	生ごみの地域循環型リサイクルシステムモデル事業開始(太白区)		
			10	生ごみの地域循環型リサイクルシステムモデル事業開始(宮城野区)		
			11	ごみ減量・リサイクル情報総合サイト「ワケルネット」開始		
			12	事業系紙類回収庫の設置(青葉環境事業所)		
平成17年	2	宮城県北部地震罹災ごみの受け入れ終了	3	小鶴工場を廃止		
	3	仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部改正	3	試験運転期間中の松森工場で触媒損傷事故発生、4月予定の施設の引き渡し延期		
	4	機構改革により、施設部小鶴工場を廃止し、松森工場(管理係、技術係、運転計画係)を設置	3	一般廃棄物処理基本計画改定(中間見直し)		
	5	仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部改正	4	再生可能な紙類の焼却工場への搬入禁止		
			4	富谷町収集分の可燃性ごみ、不燃性ごみ、犬猫等死体の受入開始		
			4	青葉区西部地区の家庭ごみ・プラごみ収集を民間に委託(市内全域の家庭ごみ・プラごみが民間委託へ)		
			4	缶・びん・ペットボトル・廃乾電池類の祝日収集開始		
			6	第4期仙台市分別収集計画策定		
			6	紙類回収ステーション事業開始(36か所)		
			8	松森工場竣工		
			8	環境配慮型事業所(エコにこオフィス)認定制度開始		
			9	古紙等定期回収モデル事業開始(48町内会)		

年 号	月	一 般 事 項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
平成18年	3	太白環境事業所が建設局郡山監視センター内に移転	9	葛岡資源化センターにスプレー缶破砕機を設置		
	3	仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部改正				
	4	機構改革により、総務課に企画係を設置、廃棄物事業部リサイクル推進課企画係を資源化推進係とする				
	5	総務課・環境部・廃棄物管理課・リサイクル推進課・廃棄物指導課・施設課が一番町仮庁舎（小田急仙台ビル）に移転				
平成19年	10	仙台市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、規則の一部改正（家庭ごみ等有料化）	3	仙台市産業廃棄物処理指導方針、同実施計画を作成	2	仮設トイレを保有する民間事業者と「災害時における仮設トイレ等の供給協力に関する協定」を締結（7社）
			5	事業者、市民団体、市による「仙台市におけるレジ袋の削減に向けた取り組みに関する協定」締結（4事業所・4店舗）		
			9	「仙台市におけるレジ袋の削減に向けた取り組みに関する協定」への参加事業者・店舗の拡大（6事業者・14店舗）		
			10	家庭ごみ等の受益者負担制度（有料化）及び紙類定期回収の平成20年10月からの実施が決定		
			10	第5期仙台市分別収集計画策定		
			12	宮城野環境事業所に事業系紙類回収庫設置		
平成20年	6	岩手・宮城内陸地震発生宮城県の要請により、被災地支援実施（携帯用簡易トイレ）	2	家庭ごみ等有料化に係る地域説明会開始	3	松森し尿処理施設での浄化槽汚泥受入を終了し、施設は廃止
			6	松森環境センターリサイクルプラザを廃止	4	南蒲生環境センターでの浄化槽汚泥受入を開始
			9	古紙等定期回収モデル事業終了		
			10	家庭ごみ等有料化及び紙類定期回収開始		
平成21年			3	松森工場の灰溶融炉でスラグ流出・火災事故が発生	3	し尿処理手数料新システム稼働
					3	三居沢貯留槽施設を休止し、災害時における緊急用施設として活用

年 号	月	一 般 事 項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
平成21年	4	機構改革により、南蒲生環境センターを廃棄物事業部廃棄物管理課から施設部施設課に移管、廃棄物管理課料金係を業務係とする			4	仮設トイレを保有する民間事業者と「災害時における仮設トイレ等の供給協力に関する協定」を再締結（7社）
	11	「仙台市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の改定について廃棄物対策審議会に諮問				
平成22年	7	「仙台市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」[改定版]中間案発表（パブリックコメント及び地域説明会の実施）	7	第6期仙台市分別収集計画策定		
平成23年	2	「仙台市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の改定について廃棄物対策審議会から答申	3	焼却・破砕・資源化各施設が稼働停止（4月までにすべて再稼働） 震災ごみ仮置き場を各区に開設（5月全閉鎖） 床上浸水地区のごみ収集開始 沿岸3か所のがれきの搬入場の造成・整備着手 蒲生搬入場受入開始	3	南蒲生環境センターが稼働停止、仮設処理設備で簡易処理開始 指定避難所等に仮設トイレ設置
	3	「仙台市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の全面改定			11	南蒲生環境センター再稼働
	3	東日本大震災発生、清掃施設の被害甚大（被害総額約15億円）	4	宅地内がれき・自動車撤去、荒浜・井土搬入場搬入開始（宅地内がれき撤去7月終了）		
	5	機構改革により、震災廃棄物対策室を設置、総務課企画係及び廃棄物事業部リサイクル推進課を再編し、廃棄物事業部ごみ減量推進課（企画啓発係、資源化推進係）とする	5	高齢者世帯等の震災ごみ戸別収集開始 損壊家屋の解体・撤去申請受付開始（平成24年9月終了）		
			6	石巻市及び亘理名取共立衛生処理組合より、家庭から出る可燃ごみの焼却処理の受託開始（石巻市は8月、亘理名取共立衛生処理組合は平成24年6月にそれぞれ終了）		
			7	農地内がれき撤去開始（12月終了） 損壊家屋等の自費解体助成申請受付開始（10月終了）		
			8	損壊ブロック塀等の解体・撤去申請受付開始（11月終了）		
			9	損壊ブロック塀等の自費解体助成申請受付開始（11月受付終了）		

年 号	月	一 般 事 項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
平成23年			10	蒲生・井土搬入場の仮設焼却炉稼働		
			10	家庭用使用済み食用油リサイクルモデル事業開始		
			12	荒浜搬入場の仮設焼却炉稼働 津波の塩害による枯死高木の伐採・撤去申請受付開始 (平成24年1月終了)		
平成24年			3	津波堆積物撤去完了	4	仮設トイレを保有する民間事業者と「災害時における仮設トイレ等の供給協力に関する協定」を再締結（7社）
			5	損壊ブロック塀等及び枯死高木の撤去終了		
			7	津波堆積物等の国公共事業（海岸防災林事業・海岸堤防事業）への再生利用開始		
			7	石巻市の木くず等の可燃物5万トンの受入れ・処理開始（平成25年5月終了）		
			10	がれき搬入場の原状復旧開始		
平成25年	4	機構改革により、松森工場運転計画係を廃止	7	第7期仙台市分別収集計画策定		
			9	布類の拠点回収を開始（37か所）		
			9	全搬入場の仮設焼却炉の稼働終了		
			11	3工場（今泉・葛岡・松森）にて一般廃棄物収集運搬業許可業者が搬入する事業ごみの展開検査を開始		
			12	がれき等の処理完了		
平成26年	4	機構改革により、震災廃棄物対策室を廃止	2	損壊家屋等の解体・撤去終了	6	収集運搬業務委託業者と「災害時における応急対策活動に関する協定書（し尿等）」を締結（9社）
			3	がれき搬入場の原状復旧完了		
			3	生ごみの地域循環型リサイクルシステムモデル事業を終了		
			6	収集運搬業務委託業者と「災害時における応急対策活動に関する協定書（家庭ごみ等）」を締結（8社）		
			9	小型家電リサイクルモデル事業開始		

年 号	月	一 般 事 項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
平成27年	8	総務課・環境部・ごみ減量推進課・廃棄物管理課・廃棄物指導課・施設課が二日町第二仮庁舎（MSビル二日町）に移転	3	小型家電リサイクルモデル事業終了	4	仮設トイレを保有する民間事業者と「災害時における仮設トイレ等の供給協力に関する協定」を再締結（7社）
			3	今泉リサイクルプラザ利用者25万人突破		
	9	「仙台市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」[中間評価案]及び[改定素案]を廃棄物対策審議会で審議	3	クリーン仙台推進員の永年勤続表彰制度を創設		
			3	第3回国連防災世界会議東日本大震災総合フォーラムにおいて「巨大災害発生時における災害廃棄物対策」をテーマとしたシンポジウムを実施		
	10	「仙台市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」[改定案]に対する意見募集（パブリックコメント及び説明会の実施）	4	小型家電リサイクル事業開始		
			12	石積埋立処分場整備（第2期）着工		
平成28年	1	「仙台市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の改定案について廃棄物対策審議会に報告	6	第8期仙台市分別収集計画策定		
			6	「ワケアップ！仙台」キャンペーン開始		
	3	「仙台市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の改定	10	ごみ減量キャラバン2016実施		
	4	熊本地震の被災地へ支援実施				
平成29年	3	仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正	3	葛岡工場の基幹的設備改良工事完了（平成26年10月～）		
	4	機構改革により、廃棄物事業部ごみ減量推進課、廃棄物管理課及び廃棄物指導課を再編し、廃棄物企画課（企画係、収集計画係）、家庭ごみ減量課（管理係、減量推進係）、事業ごみ減量課（事業係、施設係、指導係）とする	9	食の3R推進サイト「モッタイナイキッチン」開設		
			10	ごみ減量キャラバン2017実施		
平成30年			2	搬入物検査（展開検査）装置による事業ごみの内容物検査開始		
			4	ごみ処分手数料100kgまで1,500円、100kg超10kgまでごとに150円に引き上げる（平成29年3月改定）		
			4	環境配慮事業者（エコにこマイスター）認定制度開始（環境配慮型店舗・事業所認定制度から移行）		
			4	災害廃棄物処理に係る業界3団体と「仙台市における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定」を締結		

年 号	月	一 般 事 項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
平成30年			9	家庭系剪定枝資源化モデル事業開始		
			9	防水加工等がされた紙製容器の拠点回収開始		
			10	石積埋立処分場供用開始(第2期工事分)		
令和元年	7	「仙台市一般廃棄物処理基本計画」の改定について廃棄物対策審議会に諮問	6	第9期仙台市分別収集計画策定		
	10	食品ロス削減推進法施行	10	令和元年東日本台風に伴う本市災害ごみ処理開始(12月末完了)		
	10	令和元年東日本台風発生	11	葛岡工場にて丸森町の災害ごみの受入開始(令和2年3月13日終了)		
令和2年	3	「仙台市災害廃棄物処理計画」を策定	3	スプレー缶・カセットボンベの排出ルールを「穴開け不要」に変更		
	4	新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言(対象地域:全国、4月16日～5月6日)	4	3工場(今泉・葛岡・松森)にて自己搬入ごみ処分手数料徴収時の二度計量方式を運用開始		
	9	「仙台市一般廃棄物処理基本計画」[中間案]に対する意見募集(パブリックコメント及び説明会の実施)	5	家庭系剪定枝資源化事業本格実施		
令和3年	1	「仙台市一般廃棄物処理基本計画」の改定について廃棄物対策審議会から答申	3	今泉工場の基幹的設備改良工事完了(平成29年10月～)		
	3	「仙台市一般廃棄物処理基本計画」の全面改定	3	松森資源化センターの基幹的設備改良工事完了(令和元年10月～)		
令和4年	4	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行	7	リチウムイオン電池等の収集開始		
	10	仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正	7	第10期仙台市分別収集計画策定		
			9	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第33条に基づく再商品化計画について環境大臣及び経済産業大臣の認定を取得(全国第1号)		
			10	食の3R推進サイト「モッタイナイキッチン」を「ワケルネット」に統合		

年 号	月	一 般 事 項	月	ごみ関係事項	月	し尿関係事項
令和 5 年	7	豪雨被害のあった被災地（秋田市）へ支援実施	1	製品プラスチック分別収集を先行実施		
	9	豪雨被害のあった被災地（いわき市）へ支援実施	4	製品プラスチック分別収集を全市展開		
			4	家庭用除湿器等からのフロン回収開始		
令和 6 年	1	能登半島地震の被災地へ支援実施	1	堆肥化センター廃止	1	堆肥化センター廃止
	4	廃棄物事業部を資源循環部、廃棄物企画課を資源循環企画課に改称				
令和 7 年	6	「仙台市一般廃棄物処理基本計画」の改定について廃棄物対策審議会に諮問	4	富谷市収集分の可燃性粗大ごみの受入開始		
	9	「仙台市一般廃棄物処理基本計画」〔改定中間案〕に対する意見募集（パブリックコメント及び説明会の実施）	9	第11期仙台市分別収集計画策定		
			11	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第33条に基づく再商品化計画について環境大臣及び経済産業大臣の認定（更新）を取得		
令和 8 年	1	「仙台市一般廃棄物処理基本計画」の改定について廃棄物対策審議会から答申	1	松森工場の基幹的設備改良工事完了（令和 3 年10月～）		
	3	「仙台市一般廃棄物処理基本計画」の改定				